

雇児発第 号
平成 年 月 日

各
都道府県知事
指定都市市長 殿
中核市市長
市区町村長

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長

平成23年度子育て支援交付金の交付対象事業等について

標記について、市町村又は都道府県における次代の社会を担う子どもの健やかな育ちの支援に資する取組等を推進するため、子育て支援交付金による事業の実施について次のとおり定め、平成23年4月1日より適用することとしたので、事業の円滑な実施を図られたく通知する。

なお、本通知の施行に伴い、平成20年11月28日雇児発第1128003号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「次世代育成支援対策交付金の交付対象事業及び評価基準について」は、平成23年3月31日限りで廃止する。

(別添1)

国と自治体が一体的に取り組む待機児童解消「先取り」プロジェクト事業実施要綱

1. グループ型小規模保育事業

(1) 事業の目的

希望するすべての人が安心して子どもを保育所に預け、働くことができるようにするため、保育所から技術的な支援を受けながら、保育士又は研修により市町村長が認めた者（以下「家庭的保育者」という。）が、少人数の乳幼児の保育（以下「家庭的保育」という。）を同一の建物において複数で協力しながら実施（以下「グループ保育」という。）することで、保育サービスの供給を増やし、もって待機児童の解消を図るとともに、地域の実情に応じた多様な保育サービスを提供することを目的とする。

(2) 実施主体

実施主体は、平成22年10月1日現在の待機児童数が原則10人以上であり、国と自治体が一体的に取り組む待機児童解消「先取り」プロジェクトに参加する市町村（特別区を含む。以下同じ。）とする。ただし、

- ① 保育所若しくは児童福祉法（昭和22年法律第164号）（以下「法」という。）に基づく児童福祉施設最低基準（昭和23年厚生省令第63号）第32条から第36条までに規定する基準（以下本事業において「最低基準」という。）を満たす認可外保育施設（「実施保育所」という。）を経営する者
- ② 家庭的保育者又はア以外の家庭的保育者を雇用するNPO法人等に委託するものとする。

(3) 事業類型

本事業の対象となる事業類型は、次に掲げるものとする。

① 保育所実施型グループ保育

複数の家庭的保育者が同一の建物（賃貸マンション等において保育の実施場所を各々で契約する場合は除く。以下同じ。）において、各々の家庭的保育者を雇用する実施保育所の支援を受けながら、必要に応じ育児・保育に関する技術的な支援等を行う者（以下「家庭的保育支援者」という。）の支援を受け、就学前児童を保育する事業

② 個人実施型グループ保育

複数の家庭的保育者が同一の建物において、各々育児・保育に関する技術的な支援等を行う保育所等（「(6) 連携保育所および実施保育所の役割」に定める支援又は業務を行う保育所、幼稚園及び最低基準を満たす認可外保育施設。幼稚園で行う場合は、1日8時間以上の相談・指導や代替保育施設としての機能の確保（代替保育を行うための部屋、保育士の確保）を条件とする。以下「連携保育所」という。）の支援を受けながら、必要に応じ家庭的保育支援者の支援を受け、就学前児童を保育する事業

ただし、連携保育所を確保できない場合であっても、市町村自らが(6)に定める家庭的保育者に対する支援体制を図る場合については、本事業の対象とする。

(4) 対象児童

本事業の対象となる児童は、法第24条の規定に基づく保育の実施の対象となる就学前児童とする。ただし、家庭的保育者又は家庭的保育者を補助する者（以下「補助者」という。）と三親等以内の親族関係にある乳幼児を除く。

(5) 実施要件

- ① 本事業は、家庭的保育者一人につき児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）（以下「規則」という。）第36条の38に定める基準を遵守し、原則として家庭的保育者3人（対象児童9人）までのグループにて実施すること。
ただし、各々の家庭的保育者に補助者を配置する場合等は対象児童15人までとする。
- ② 保育の実施にあたっては、家庭的保育者一人ごとに行うことを基本とし、必要に応じグループ内において家庭的保育者相互が協力すること。
なお、家庭的保育者は、保育を実施する期間を通じて担当する乳幼児を定め、保育を実施すること。
- ③ 実施場所については、地域の公共スペースや賃貸マンション等、次に掲げる要件を満たすものとして、市町村が適当と認めた場所とすること。
 - ア 乳幼児の保育を行う保育時間中の専用の部屋を有すること。
 - イ 乳幼児の保育を行う部屋は、家庭的保育者一人につきその面積が9.9平方メートル以上であって、採光及び換気の状態が良好であること。ただし、3人を超えて保育する場合には、3人を超える乳幼児1人につき、3.3平方メートル以上を加算した面積以上であること。
 - ウ 衛生的な調理設備を有すること。
 - エ 事業実施場所の敷地内に幼児の遊戯等に適する広さの庭（これに代わるべき付近にある公園等の場所を含む。）を有すること。
- ④ 家庭的保育者の要件は次のとおりとする。
 - ア 「家庭的保育事業の実施について」（平成21年10月30日雇児発1030第2号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）における「家庭的保育事業ガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）「第6 家庭的保育者等について」の「1 家庭的保育者等の要件」に定める家庭的保育者
 - イ 家庭的保育者自身が介護を行うことを必要とする同居親族等がないこと。
- ⑤ 補助者の要件は次のとおりとする。
 - ア ガイドラインに定める基礎研修を修了した者
 - イ 心身ともに健全であること。
 - ウ 乳幼児の保育についての理解及び熱意並びに乳幼児に対する豊かな愛情を有していること。
 - エ 乳幼児の保育に専念できること。
 - オ 乳幼児の保育に関し虐待等の問題がないと認められること。
 - カ グループ内のどの家庭的保育者の補助者であるか担当を明確にすること。
- ⑥ 家庭的保育支援者の要件は次のとおりとする。
 - ア 保育士であり、10年以上の保育所における勤務又は家庭的保育の経験を有する者
 - イ 心身ともに健全であること。
 - ウ 乳幼児の保育についての理解及び熱意並びに乳幼児に対する豊かな愛情を有していること。

エ 乳幼児の保育に関し虐待等の問題がないと認められること。

- ⑦ 家庭的保育者一人につき、保育する乳幼児の数は3人以下であること。担当の補助者とともにより2人以上で保育する場合には5人以下とすること。(家庭的保育者自身に、養育する三親等以内の親族関係にある就学前児童がいる場合は、当該児童も含めて3人以下、補助者とともにより保育する場合は5人以下とすること(当該児童が保育所等において保育されている場合を除く。))
- ⑧ 補助者は、担当の家庭的保育者の指示を受けて保育に従事することとし、3人を超える乳幼児を保育する時間帯は常時配置されていること。
- ⑨ 個人実施型グループ保育の家庭的保育者は、市町村と委託契約等を締結した連携保育所又は市町村から育児・保育に関する技術的な支援を受けること。
- ⑩ 家庭的保育支援者については、専任の者を、原則として連携保育所に配置すること。
- ⑪ 家庭的保育支援者の配置については、家庭的保育者3人から15人に対し1人の配置を標準とすること。
- ⑫ 賠償責任保険に加入すること。
- ⑬ 保育内容は、保育所保育指針(平成20年厚生労働省告示第141号)に準拠するとともに、保育所保育と異なる家庭的保育独自の保育内容に留意して保育を行うこと。
- ⑭ 家庭的保育者は、乳幼児の発達過程に応じた「保育の計画」及び「一日の保育内容」を作成し保育を行わなければならない。
- ⑮ 家庭的保育者は、乳幼児の保育の状況に関する記録を整備しておかなければならない。また、記録に基づき、自ら実践を振り返り、さらなる保育内容の向上に努めること。

(6) 連携保育所及び実施保育所の役割

連携保育所及び実施保育所は、次の支援又は業務を行うものとする。

- ① 乳幼児の育児・保育に関する相談・指導について知識及び経験を有するとともに、児童福祉施策について知識を有している保育士等(以下「担当者」という。)を配置し、緊急時においても相談・連絡を受ける体制を整備するなど家庭的保育者を支援する体制を整備すること。
また、担当者は各種研修等に積極的に参加し、相談・指導技術の向上に努めること。
なお、家庭的保育支援者を配置する場合においては、担当者を配置しないこともできるが、その場合であっても家庭的保育者及び家庭的保育支援者への支援ができる体制を整備すること。
- ② グループ保育の申込みを代行する場合には、市町村により保育に欠ける認定を受けた乳幼児の保護者に対して、家庭的保育者の斡旋又は紹介を行うこと。
- ③ 乳幼児の保育上支障のない範囲で、家庭的保育者に代わり、延長保育を実施できるものとする。その場合は、必要に応じて担当者が連携保育所又は実施保育所まで送迎を行うこと。
なお、家庭的保育支援者を配置している場合は、家庭的保育支援者が送迎を行うこともできること。
- ④ グループ保育の実施場所を訪問等することにより、保育の状況把握に努めるとともに、家庭的保育者の相談に応じ、必要な指導・援助を行うこと。
- ⑤ 家庭的保育者が保育する乳幼児を定期的に連携保育所又は実施保育所に招いた

り、乳幼児の健康診断を連携保育所又は実施保育所の入所児童と共に行うなどの連携を図るとともに、家庭的保育者に対し、連携保育所又は実施保育所や地域の行事に関する情報を提供し、当該行事に参加するよう勧めること。

- ⑥ 家庭的保育者が休暇等を取得することにより、家庭的保育を行うことができない場合は、当該家庭的保育者に代わって乳幼児の保育を行うこと。
- ⑦ 家庭的保育者及び補助者への支援に当たっては、家庭的保育支援者と十分に連携するとともに、必要に応じ、家庭的保育支援者への支援も行うこと。

(7) 家庭的保育支援者の役割

家庭的保育支援者は、主に(6)の③、④及び⑥の支援を行うものとし、その際は円滑な事業実施が図れるよう連携保育所又は実施保育所と十分に連携すること。

なお、家庭的保育支援者は、各種研修等に積極的に参加し、相談・指導を行うために必要な知識の向上、技術の習得に努めること。

(8) 留意事項

- ① 本事業に従事する者(家庭的保育者、補助者、家庭的保育支援者、担当者等)は、業務を行うに当たって知り得た個人情報について、業務遂行以外に用いてはならないこと。
- ② 家庭的保育者、家庭的保育支援者、連携保育所及び実施保育所が保護者との間で金銭の接受があった場合は、関係法令を遵守するとともに、必要な帳簿を整備すること。
- ③ グループ保育の状況を把握するため、家庭的保育支援者等を少なくとも3か月に1回以上、さらに、家庭的保育者の状況に応じて、必要な都度、訪問させること。
- ④ 個人実施型グループ保育にあつては、各々の家庭的保育者と連携保育所が一体的に事業を実施するものであるから、単に家庭的保育者の居宅において少人数の乳幼児を保育するのみの事業は対象とならないこと。
- ⑤ 母子家庭の母が家庭的保育者の要件を満たす場合は、その積極的な活用に努めること。
- ⑥ 利用者からの苦情等に関する相談窓口を設置するとともに、その連絡先について周知すること。
- ⑦ 事故防止のための対応策を事前に定めるとともに、グループ保育の状況に懸念される点があった場合には、状況報告の徴収や実地指導を行うなど重点的な支援を行うこと。

(9) 事業の実施手続

この実施要綱の要件に適合する保育所等である旨の必要な書類を整備しておくこと。

(10) 費用

- ① 国は次の事業に対して、別に定めるところにより補助するものとする。
 - ア 市町村が実施する事業に対して都道府県が補助する事業
 - イ 指定都市及び中核市が実施する事業
- ② (1)の事業を実施するために必要な経費の一部を保護者負担とすることができる。

2 認可外保育施設運営支援事業

(1) 事業の目的

子ども・子育て新システムにおける制度を見据え、児童福祉施設最低基準（昭和23年厚生省令第63号。以下本事業において「最低基準」という。）の規定による保育所に係る基準を満たす質の確保された認可外保育施設（以下「施設」という。）に対し運営に要する費用の一部を補助することにより、子どもを安心して育てることができるような体制整備を行うことを目的とする。

(2) 実施主体

実施主体は、平成22年10月1日現在の待機児童数が原則10人以上であり、国と自治体が一体的に取り組む待機児童解消「先取り」プロジェクトに参加する市町村（特別区を含む。以下同じ。）とする。

(3) 対象児童

本事業の対象となる児童は、市町村が定める基準に基づく保育に欠ける児童であって、(4)の①、②、③すべての要件を満たした施設に入所しているものとする。

(4) 実施要件

- ① 施設の利用定員が、20人以上であること。
- ② 施設の設備は、最低基準第32条を満たすこと。
- ③ 職員の配置は、最低基準第33条を満たすこと。

ただし、保育士資格を有する者が不足している等特段の理由がある市町村においては、同条第2項の保育士数の基準以上の保育従事者を配置しておりその5割以上が保育士資格を有している施設については、国と自治体が一体的に取り組む待機児童解消「先取り」プロジェクトの期間中に当該施設が同条の保育士数の基準を満たすことを条件に、本事業を実施することができる。

(5) 留意事項

(4)③において、最低基準第33条第2項の基準を満たしていない施設に本事業を実施し、国と自治体が一体的に取り組む待機児童解消「先取り」プロジェクトの期間中に当該施設が基準を満たさなかった場合は、条件違反として補助額の返還を命ずること。

また、本事業を実施することにより、既存の施策として実施していた経費が削減される都道府県及び市町村においては、当該経費を他の待機児童解消施策に充てるよう努めること。

(6) 費用

国は次の事業に対して、別に定めるところにより補助するものとする。

- ① 市町村が実施する事業に対して都道府県が補助する事業
- ② 指定都市及び中核市が実施する事業

(別添2)

地方独自の子育て支援推進事業実施要綱

1 事業の目的

子ども手当の支給と相まって、市町村における次代の社会を担う子どもの健やかな育ちの支援に資する新たな取組及び既に実施している事業の更なる拡充等、地域の実情を踏まえた市町村独自の幅広い子育て支援の取組をより一層推進する。

併せて、次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号。以下「次世代法」という。）に規定する市町村行動計画により毎年度市町村が策定する事業計画に基づく地域の特性や創意工夫を活かした子育て支援サービスの提供を推進する。

2 実施主体

実施主体は、市町村（特別区を含む。以下同じ。）とする。

3 実施要件

本事業は、市町村が実施する、以下のいずれかに該当する事業を対象とする。

- ① 地域の実情を踏まえて独自に行う子育て支援事業のうち、新規事業の部分
- ② 既に実施している事業の拡充を行う場合の当該拡充の部分。
- ③ 平成20年11月28日雇児発第1128003号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「次世代育成支援対策交付金の交付対象事業及び評価基準について」の3に定める事業として、平成22年度において次世代育成支援対策交付金の交付を受けていた事業

ただし、次に掲げる事項に該当する事業は対象外とする。

- ① 個人に金銭給付を行う事業（個人の負担を軽減する事業を除く。）。
- ② 既に実施している事業について、単に当該市町村の負担を軽減するための事業。
- ③ 国が別途定める国庫負担金、補助金及び交付金の交付の対象となる事業。
- ④ 国が別途定める国庫負担金、補助金及び交付金の交付の対象となる事業について、単に当該市町村の負担を軽減するための事業。
- ⑤ 新たに、別添1の2の(4)に定める要件に満たない認可外保育施設の運営に係る経費の一部を負担し、又は補助する事業
- ⑥ 施設整備を目的とする事業（土地や既存建物の買収、土地の整地、職員宿舎の設置等を含む。）。

4 費用

国は、市町村が実施する事業に対して、別に定めるところにより補助するものとする。

(別添3)

子育て支援環境整備事業実施要綱

1 民間児童館活動事業

(1) 事業の目的

民間児童館の創意工夫・柔軟な対応等の特色を生かし、地域の実情・需要に応じた活動の積極的な取組を実施することにより、地域児童の健全育成を図るものである。

(2) 実施主体

実施主体は、市町村（特別区を含む。以下同じ。）又は社会福祉法人、公益社団法人、公益財団法人、特例社団法人、特例財団法人若しくは平成2年8月7日厚生省発児第123号厚生事務次官通知「児童館の設置運営について」の別紙「児童館の設置運営要綱」（以下「運営要綱」という。）の第2の2の(4)に定める民間児童館を運営する者とする。

(3) 実施要件

運営要綱及び平成2年8月7日児発第967号厚生省児童家庭局長通知「児童館の設置運営について」に定める活動のほか、次の①～④の事業のうち、2事業以上実施するものであること。

① 自然体験活動事業

ひきこもりや不登校等の児童に配慮し、サマーキャンプ等野外での活動を行うものとする。

② 子どもボランティア育成支援事業

子ども自身によるボランティアグループの育成を図り、その活動についての支援を行うものとする。

③ 児童健全育成相談支援事業

中・高校生を含む年長児童等及び保護者等からの相談に応じ、学校等関係機関と連携を図り、個別または集団指導を定期的に行うものとする。

④ 年長児童等来館促進事業

児童館への中・高校生の来館を促進するため、中・高校生が自主的に催しを開催するための活動支援を行うものとする。

⑤ 地域子育て支援拠点事業（児童館型）

①～④と同様に、民間児童館が実施する事業としての位置づけであるが、事業内容等については、別添4の1の(5)の④に定めるものとする。

(4) 費用

国は次の事業に対して、別に定めるところにより補助するものとする。

① 市町村が実施する事業（委託に限る。）又は助成する事業に対して、都道府県が補助する事業。

② 指定都市及び中核市が実施する事業（委託に限る。）又は助成する事業。

③ 社会福祉法人等が実施する事業に対して、都道府県、指定都市又は中核市が補助する事業。

2 児童福祉施設併設型民間児童館事業

(1) 事業の目的

民間の児童福祉施設に併設した児童館において、児童養護施設、保育所等の児童福祉施設の専門的な養育機能を活用して、児童健全育成、児童養育等に関する相談援助活動、各種子育て支援サービスの利用促進等を実施することにより児童館事業の総合的な展開を図るものである。

(2) 実施主体

実施主体は、市町村（特別区を含む。以下同じ。）又は社会福祉法人、公益社団法人、公益財団法人、特例社団法人、特例財団法人若しくは運営要綱の第2の2(4)に定める民間児童館を運営する者とする。

(3) 実施要件

① 児童福祉施設で行う事業

児童館を併設する児童福祉施設においては、延長保育等の特別保育事業、児童家庭支援センターで行う事業、短期入所生活援助（ショートステイ）事業、夜間養護（トワイライトステイ）事業等地域の実情に応じた児童健全育成のための事業を行うものとする。

② 併設した児童館で行う事業

併設された児童館において、①から③までに掲げる事業を行うものとする。

ア 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2第2項の放課後児童健全育成事業

イ 地域児童育成活動支援事業

地域の実情に応じて、次に掲げるような児童の健全育成に関する地域の各種活動の支援、サービスの利用の促進を行う。

(ア) 相談事業

地域住民からの児童の健全育成、養育に関する各種の相談への対応。

(イ) 啓発活動、福祉サービス利用の調整等

短期入所生活援助（ショートステイ）事業、延長保育等の特別保育事業、放課後児童健全育成事業等各種子育て支援のためのサービスの実施状況、利用方法等についての情報の提供及びその積極的な利用についての啓発、利用の調整。

地域の児童健全育成に関する様々な情報（行事、講座等）の収集及び地域住民に対する情報提供。

(ウ) 地域住民による自主的な活動の支援等

児童の健全育成に関する子ども会、母親クラブ等の地域組織活動等地域ボランティアグループの活動の紹介及び必要に応じ日頃の活動に対する支援。

(エ) 関係機関等への連絡・協力

児童相談所、福祉事務所、学校、児童委員等関係機関との連絡及び関係機関による地域の児童とその家庭の状況把握への協力。

(オ) 地域行事との連携

児童館利用児童の地域行事への参加の勧奨等による他世代との交流の促進。

ウ 児童健全育成特別事業

児童福祉施設の専門的機能を活用して、次に掲げるような児童健全育成に関する特別事業を行う。

(ア) 子育て支援

専業主婦を対象とした育児セミナーの開催、子育て支援サークルの設置促進、育児に関する情報提供等による子育て支援。

(イ) 異年齢児との交流

保育所の乳幼児や児童養護施設の児童等と児童館利用児童との交流による異年齢児との人間関係を構築する活動。

(ウ) 引きこもり・不登校等児童に対する支援

児童委員等との連絡や巡回相談等による引きこもり・不登校等児童の状況等の把握及びこれらの児童に対する指導。

(エ) 思春期児童の養育の支援

情緒不安定な思春期児童を抱える保護者に対する思春期児童対応講座等を開催等思春期児童の養育に関する保護者交流グループの育成・支援。

③ 職員の配置

社会福祉士、保育士、児童の遊びを指導する者及び児童指導員のいずれかの資格を有する者を配置するものとする。

(4) 費用

国は次の事業に対して、別に定めるところにより補助するものとする。

- ① 市町村が実施する事業（委託に限る。）又は助成する事業に対して、都道府県が補助する事業。
- ② 指定都市及び中核市が実施する事業（委託に限る。）又は助成する事業。

3 地域子育て環境づくり支援事業

(1) 事業の目的

地域における子育て支援活動が強化されるよう、児童委員（主任児童委員を含む）等に対して研修等を行うことにより、児童の健全育成の充実を図るものである。

(2) 実施主体

実施主体は、都道府県、指定都市及び中核市とする。

ただし、事業の全部又は一部について事業を実施するのに適した社会福祉法人、財団法人等に委託することができるものとする。

(3) 実施要件

地域における子育て支援活動が強化されるよう、児童委員（主任児童委員を含む）等に対して、基本的な活動方法や技法等を習得するための研修及び地域における子育て支援活動を継続的に実施するための協議会を実施する事業、また、地域の子育て家庭に幅広く児童委員等の活動を知ってもらうことを目的として、児童委員等を講師として招いての子育てセミナー等を実施する。

(4) 費用

都道府県、指定都市及び中核市が実施する事業に対して、国は別に定めるところ

により補助するものとする。

4 地域組織活動育成事業

(1) 事業の目的

児童の健全な育成を図るため、母親など地域住民の積極的参加による地域組織活動の促進を図るものである。

(2) 実施主体

本事業の実施主体は、市町村（特別区を含む。以下同じ。）とする。

(3) 実施要件

① 組織及び運営

地域組織活動の組織及び運営は、次により行うものであること。

ア 地域組織は、母親の連帯組織など児童健全育成に寄与する自主的な団体（母親クラブ、子育てサークル等）とし、1組織の会員は、概ね30人以上とすること。

イ 地域組織には、会員の互選により会長、副会長、委員等の役員を置くとともに、その運営は会員の協議により行うものとする。

ウ 地域組織の活動は、児童厚生施設やその他の公共施設と有機的な連携をもつものとする。

エ 地域組織は、政治上又は宗教上の組織に属さないものとする。

オ 地域組織は、その収入及び支出の状況を常に明確にしておくこと。

② 活動

地域組織は、地域における児童福祉の向上を図るため次の活動を行うこと。

ア 親子及び世代間の交流、文化活動

「家庭の日」を設けたり「こどもの日」や「敬老の日」などを利用し、親子やお年寄りとの交流を図るため、野外での交流活動を企画実行したり、読書会、映画会、人形劇サークル、地域文化の伝承サークル、料理教室などの文化活動を行う。

イ 児童養育に関する研修活動

児童の発達上の特徴や留意点、家庭でのしつけ、安全養育、地域での児童健全育成の向上に関する研修会などを開催する。

ウ 児童の事故防止等活動

地域の実情に応じ、遊び場の遊具の点検、特に幼児の遊び場の巡回、交通安全活動、非行防止活動、犯罪の被害から守るための活動等の奉仕活動を行う。

エ その他、児童福祉の向上に寄与する活動

なお、地域組織等の活動に際しては、地域組織等の年間活動計画を策定し、地域の理解と協力を得るよう広報等に努めるほか、必要に応じて関係行政機関等と緊密な連携を図ること。

(4) 費用

国は次の事業に対して、別に定めるところにより補助するものとする。

① 市町村が助成する事業に対して、都道府県が補助する事業

② 指定都市及び中核市が助成する事業

(別添4)

次世代育成支援対策推進事業評価基準

1 交付要綱の3の(2)のアの特定事業については、次に掲げる要件を備える取組内容であるものについて評価をし、基準点数表の評価1に定める基準点数を交付金算定の基礎とする。

(1) 乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)

① 事業内容

すべての乳児のいる家庭を訪問することにより、子育てに関する情報の提供並びに乳児及びその保護者の心身の状況及び養育環境の把握を行うほか、養育についての相談に応じ、助言その他の援助を行う事業。(児童福祉法第6条の2第4項に規定される事業)

ア 対象者

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭。

イ 訪問の時期

対象乳児が生後4か月を迎えるまでの間に1回訪問することを原則とする。

ただし、生後4か月までの間に、健康診査等により親子の状況が確認できており、対象家庭の都合等により生後4か月を経過して訪問せざるを得ない場合は対象とする。この場合も、少なくとも経過後1か月以内に訪問することが望ましい。

ウ 訪問者

訪問者については、保健師、助産師、看護師の他、保育士、母子保健推進員、愛育班員、児童委員、母親クラブ、子育て経験者等から幅広く人材を発掘し、訪問者として登用して差し支えない。

ただし、訪問に先立って、訪問の目的や内容、留意事項等について必要な研修を行うものとする。

② 実施内容

ア 育児に関する不安や悩みの傾聴、相談

イ 子育て支援に関する情報提供

ウ 乳児及びその保護者の心身の様子及び養育環境の把握

エ 支援が必要な家庭に対する提供サービスの検討、関係機関との連絡調整

③ 研修

訪問者に対して、必ず研修を実施すること。

研修は、各地域の実情に応じた内容により実施するものとし、実施に当たっては、家庭訪問の同行や援助場面を想定した実技指導等を組み込み、訪問の内容及び質が一定に保てるよう努めること。

なお、専門資格を有する者については、各自の専門領域に関する部分については省略しても差し支えないものとする。

④ ケース対応会議

訪問により支援が必要な家庭に対しては、必要に応じて、個別ケースごとに具

体的なサービスの種類や内容等について、訪問者、市町村担当者、医療関係者等によるケース対応会議を開催し、その結果を踏まえ、養育支援訪問事業等による支援やその他の支援に適切に結びつけること。

⑤ 新生児訪問指導等との関係

児童福祉法第21条の10の2第2項により、母子保健法に基づく新生児訪問指導等と併せて本事業を実施することができるが、その場合、②の実施内容を満たす必要があるので十分留意すること。

⑥ 実施計画

事業を行う年度の実施計画を作成すること。実施計画の作成に当たっては、既に実施している新生児訪問指導や独自の訪問活動の役割分担や活用策について検討し、実効的な計画とすること。

なお、本事業及び次の(2)に掲げる養育支援訪問事業は、児童福祉法第21条の10の2第1項により、市町村に対し、その実施について努力義務が課されていることから、できる限り早期の実施に努めること。

(2) 養育支援訪問事業

① 事業内容

乳児家庭全戸訪問事業等により把握した保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童若しくは保護者に監護させることが不相当であると認められる児童及びその保護者又は出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦に対し、その養育が適切に行われるよう、当該居宅において、養育に関する相談、指導、助言その他必要な支援を行う事業（児童福祉法第6条の2第5項に規定される事業）

② 実施方法

ア 支援の対象

この事業の支援対象は、乳児家庭全戸訪問事業の実施その他により市町村長が訪問による養育支援が必要であると認めた、次に掲げるような一般の子育て支援サービスを利用することが難しい家庭を対象とする。

(ア) 若年の妊婦、妊婦健康診査未受診及び望まない妊娠等、妊娠期からの継続的な支援を特に必要とする家庭。

(イ) 出産後間もない時期（概ね1年程度）の養育者が、育児ストレス、産後うつ状態、育児ノイローゼ等の問題によって、子育てに対して強い不安や孤立感等を抱える家庭。

(ウ) 食事、衣服、生活環境等について、不適切な養育状態にある家庭等、虐待のおそれやそのリスクを抱え、特に支援が必要と認められる家庭。

(エ) 児童養護施設等の退所又は里親委託の終了により、児童が復帰した後の家庭。

イ 支援内容

(ア) 妊娠期からの継続的な支援を特に必要とする家庭等に対する安定した妊娠出産・育児を迎えるための相談・支援

- (イ) 出産後間もない時期（概ね1年程度）の養育者に対する育児不安の解消や養育技術の提供等のための相談・支援
- (ウ) 不適切な養育状態にある家庭など、虐待のおそれやそのリスクを抱える家庭に対する養育環境の維持・改善や子の発達保障等のための相談・支援
- (エ) 児童養護施設等の退所又は里親委託の終了により児童が復帰した後の家庭に対して家庭復帰が適切に行われるための相談・支援

ウ 支援内容の決定方法

この事業の中核となる機関（中核機関）を定め、中核機関において関係機関からの情報提供や状況把握のための訪問の実施により養育支援の必要の可能性があるとされる家庭に関する情報の収集を行う。

中核機関は、これらの把握した情報から支援の内容を判断するための一定の指標に基づき、本事業による訪問支援の対象者及び支援の内容を決定する。

なお、この中核機関は、子どもを守る地域ネットワーク（要保護児童対策地域協議会）の調整機関がその機能を担うことが望ましい。

エ 訪問支援者

(ア) 訪問支援者

訪問支援の実施者は、中核機関において立案された支援内容、方法、スケジュール等に基づき訪問支援を実施する。

訪問支援者については、専門的相談支援は、保健師、助産師、看護師、保育士、児童指導員等が実施することとし、育児・家事援助については、子育て経験者、ヘルパー等が実施することとする。

なお、複数の訪問支援者が適切な役割分担の下に支援を実施するなど、効果的な支援を行うこと。

(イ) 研修

訪問支援者に対して、訪問支援の目的、内容、支援の方法等について、必ず研修を行うこと。

研修は、各地域の実情に応じた内容により実施するものとし、実施に当たっては、家庭訪問の同行や援助場面を想定した実技指導等を組み込み、訪問の内容及び質が一定に保てるよう努めること。あわせて、個人情報等の適切な管理や守秘義務等についても研修を行うこと。

なお、専門資格を有する者については、各自の専門領域に関する部分については省略して差し支えないものとする。

(3) ファミリー・サポート・センター事業

① 基本事業

ア 事業内容

ファミリー・サポート・センター（地域において子どもの預かり等の援助を行いたい者と援助を受けたい者からなる会員組織をいう。以下同じ。）を設立して行う以下に掲げる事業。ただし、以下の(ア)～(ウ)全ての事業を実施し、会員数100人相当以上のファミリー・サポート・センターを評価の対象とする。

(ア) 会員の募集、登録その他の会員組織業務

- (イ) 相互援助活動の調整等
- (ウ) 会員に対して相互援助に必要な知識を付与する講習会の開催
- (エ) 会員の交流を深め、情報交換の場を提供するための交流会の開催
- (オ) 子育て支援関連施設・事業（保育所、児童館、乳児院、地域子育て支援拠点事業、病児・病後児保育事業、子育て短期支援事業等）との連絡調整
- (カ) ひとり親家庭や低所得者（生活保護世帯、市町村民税非課税世帯）（以下「ひとり親家庭等」という。）のファミリー・サポート・センター（病児・病後児の預かり等を含む。）の利用支援

イ 相互援助活動の内容

- (ア) 保育施設の保育開始時や保育終了後の子どもの預かり
 - (イ) 保育施設までの送迎
 - (ウ) 放課後児童クラブ終了後の子どもの預かり
 - (エ) 学校の放課後の子どもの預かり
 - (オ) 冠婚葬祭や他の子どもの学校行事の際の子どもの預かり
 - (カ) 買い物等外出の際の子どもの預かり
- 等の活動とする。

ウ ファミリー・サポート・センターの設置について

- (ア) 本部の設置について

各市町村1か所設置できること。
- (イ) 支部の設置について

政令指定都市については区ごとに1か所、本部のほかに支部を設置することができること。

ただし、合併した市町村において、合併前の旧市町村単位で支部を設置する場合については、事業の規模にかかわらず特例として支部を設置することができるものとする。

エ 実施方法

- (ア) アドバイザーの配置について

ファミリー・サポート・センターには、アドバイザー（相互援助活動の調整等の事務を行う者をいう。以下同じ。）を配置すること。

また、ファミリー・サポート・センターの事業規模に応じて、会員の中からサブ・リーダーを配置することも差し支えないこと。
- (イ) 会則の制定

市町村は、あらかじめ相互援助事業の実施に必要な事項を規定したファミリー・サポート・センターの会則を制定すること。
- (ウ) 会員の登録

会員の登録に関しては、1年ごとに更新・整理することが望ましいこと。
- (エ) 会員間で行う相互援助活動

会員間で行う相互援助活動は、子どもの預かり等の援助を行いたい者と援助を受けたい者との請負又は準委任契約に基づくものであること。
- (オ) 保険の加入

会員が行う相互援助活動中の子どもの事故に備え、補償保険に加入することとする。

(カ) 子どもの預かりの場所

子どもを預かる場所は、原則として援助を提供する会員の自宅とすること。
ただし、子どもの預かり等の援助を行いたい者と援助を受けたい者との間で合意がある場合は、この限りでないこと。

(キ) 複数預かりの実施

相互援助活動の実施に当たっては、子どもの預かり等の援助を行いたい者は1人又は複数の援助を受けたい者の子どもを預かることができること。

なお、小学校就学前の始期に達するまでの子どもを複数預かる場合には、原則として5人以下とし、6人以上を預かる場合には児童福祉法（昭和22年法律第164号）第59条の2に定める届け出を行わなければならない。

(ク) 援助活動に対する報酬

援助活動に対する報酬は、原則としてその会員間で決定するものであるが、報酬の目安として制度の趣旨、地域の実情等を反映した適正と認められる額を会則等で定めることができるものとする。

(ケ) 複数市町村での合同実施

市町村単独では、事業実施要件（アの(ア)から(ウ)及びこれらの事業内容を実施するために必要なエの(ア)から(オ)、会員数100人相当以上）が満たせない場合には、近隣の市町村と事業の全部を合同により実施し、事業実施要件を満たした上で事業を実施しても差し支えないこと。その際、本事業の実施に係る申請については、代表する1市町村が申請を行うこと。

なお、事業実施要件のうち、アの(ウ)を合同により実施した方が効率的な場合については、近隣の市町村とアの(ウ)を合同により実施し、事業実施要件を満たした上で事業を実施しても差し支えないこと。その際、本事業の実施に係る申請については、それぞれの市町村において申請を行うこと。

② 病児・緊急対応強化事業

ア 事業内容

病児・病後児の預かり、早朝・夜間等の緊急時の預かり、宿泊を伴う預かり等（以下「病児・病後児の預かり等」という。）に関して行う以下の事業。ただし、以下の(ア)～(エ)のすべての事業を実施するファミリー・サポート・センターを評価の対象とする。（会員数は問わない。）

なお、「病児」、「病後児」の対象については、以下のとおりとする。

「病児」とは、当面症状の急変は認められないが、病気の回復期に至っていないことから、集団保育が困難であり、かつ、保護者が勤務等の都合により保育を行うことが困難な児童をいう。

「病後児」とは、病気の回復期であり、かつ、集団保育が困難であり、かつ、保護者が勤務等の都合により保育を行うことが困難な児童をいう。

(ア) 会員の募集、登録その他の会員組織業務

(イ) 相互援助活動の調整等

(ウ) 会員に対して病児・病後児の預かり等の相互援助に必要な知識を付与する講習会の開催

(エ) 医療機関との連携体制の整備

イ 相互援助活動の内容

(ア) 病児・病後児の預かり

- (イ) 宿泊を伴う子どもの預かり
- (ウ) 早朝・夜間等の緊急時の子どもの預かり
- (エ) 上記に伴う保育施設、自宅、病児・病後児保育施設等の間の送迎等の活動とする。(ただし、上記のうち(ア)については必ず実施すること。)

ウ 実施方法

①のエ(ア)~(ク)に加えて、以下の方法によること。

(ア) 会員への講習の実施

病児・病後児の預かり等に対応できるよう、別に示す項目、時間を概ね満たした講習を実施し、これを修了した会員が活動を行うこと。

また、フォローアップ研修等の実施により、活動の質の維持、向上に努めること。

(イ) 医療機関との連携体制の整備

a 市町村長は、都道府県医師会、郡市医師会等に対し、本事業への協力要請を行い、医療機関との連携体制を十分に整備すること。

b 事業の運営に関し、保健医療面での助言が随時受けられるよう、医療アドバイザーとなる医師をあらかじめ選定すること。

c 症状の急変等、緊急時に子どもを受け入れてもらう協力医療機関をあらかじめ選定すること。

(ウ) 依頼の受付体制について

病児・病後児の預かり等に円滑に対応するため、ファミリー・サポート・センターの開所時間の延長、携帯電話による受付、転送電話による受付などにより、1日8時間を超えて依頼の受け付けを行い、相互援助活動の調整ができる体制をとること。

(エ) 病児・病後児の預かりについての留意事項

a 預かる前又は預かった後直ちに、かかりつけ医に受診させ、保護者と協議のうえ、預かりの可否を判断すること。

b ①のエ(キ)にかかわらず、病児・病後児の預かりは1人までとすること。

c アドバイザー等は、病児・病後児の預かりを行う会員、援助を受ける会員、時間、場所、内容を把握し、相互援助活動中に常に連絡のとれる体制をとること。

(オ) 近隣市町村住民の利用について

地域の利用者の利便性を考慮し、在勤等の条件を付さずに事業実施市町村以外の住民が会員登録・利用できるように会則等を定め、周知するよう努めること。

エ 実施体制

(ア) 事業の実施については、①のアに掲げるファミリー・サポート・センターを設立して行うこととする。

なお、基本事業とは別の会員組織として実施することも差し支えない。

(イ) 初年度体制整備について

平成23年度末までに事業を開始する場合は、開始初年度に限り、別途評価の対象とする。

(ウ) 複数市町村での合同実施

市町村単独では、事業実施要件(アの(ア)から(エ)及びこれらの事業内容

を実施するために必要なウの(ア)から(エ))が満たせない場合には、近隣の市町村と事業の全部を合同により実施し、事業実施要件を満たした上で事業を実施しても差し支えないこと。その際、本事業の実施に係る申請については、代表する1市町村が申請を行うこと。

なお、事業実施要件のうち、アの(ウ)、(エ)の両方、あるいは一方を合同により実施した方が効率的な場合については、近隣の市町村と事業の一部(アの(ウ)、(エ)及びこれらの事業内容を実施するために必要なウの(ア)、(イ))を合同により実施し、事業実施要件を満たした上で事業を実施しても差し支えないこと。その際、本事業の実施に係る申請については、それぞれの市町村において申請を行うこと。

③ ひとり親家庭等のファミリー・サポート・センター(病児・病後児の預かり等を含む。以下同じ。)の利用支援

ア 事業内容

ひとり親家庭等に対して利用支援を実施することにより、ファミリー・サポート・センターの利用促進を図る事業。(ただし、①のアの(ア)~(ウ)に加えて以下のいずれかの事業を実施することとし、会員数は問わない。)

イ 利用支援の内容

- (ア) ひとり親家庭等がファミリー・サポート・センターを利用する場合、援助を行いたい会員を優先して調整
- (イ) ひとり親家庭等がファミリー・サポート・センターを利用する場合、援助を行いたい会員の活動時間の制限をなくし、早朝、夜間、宿泊、休日の受入れなどに柔軟に対応
- (ウ) ファミリー・サポート・センターを利用する、ひとり親家庭等の受入れに対する援助を行いたい会員への助成

(4) 子育て短期支援事業

① 事業の種類及び内容

保護者の疾病その他の理由により家庭において児童を養育することが一時的に困難となった場合及び経済的な理由により緊急一時的に母子を保護することが必要な場合等に、児童養護施設その他の保護を適切に行うことのできる施設(以下「実施施設」という。)において一定期間、養育・保護を行うことにより、これらの児童及びその家庭の福祉の向上を図ることを目的とする事業。

ア 短期入所生活援助(ショートステイ)事業

(ア) 事業内容

市町村は、保護者が疾病、疲労その他の身体上若しくは精神上又は環境上の理由により家庭において児童を養育することが一時的に困難になった場合や経済的な理由により緊急一時的に母子を保護することが必要な場合等に実施施設において養育・保護を行うものとする。

(イ) 対象者

この事業において対象となる者は、次に掲げる事由に該当する家庭の児童又は母子等とする。

a 児童の保護者の疾病

b 育児疲れ、慢性疾患児の看病疲れ、育児不安など身体上又は精神上の事

由

- c 出産、看護、事故、災害、失踪など家庭養育上の事由
- d 冠婚葬祭、転勤、出張や学校等の公的行事への参加など社会的な事由
- e 経済的問題等により緊急一時的に母子保護を必要とする場合

(ウ) 利用期間

養育・保護の期間は7日以内とする。ただし、市町村が必要があると認められた場合には、必要最小限の範囲内でその期間を延長することができる。

イ 夜間養護等（トワイライトステイ）事業

(ア) 事業内容

市町村は、保護者が、仕事その他の理由により平日の夜間又は休日に不在となり家庭において児童を養育することが困難となった場合その他の緊急の場合において、その児童を実施施設において保護し、生活指導、食事の提供等を行うものとする。

(イ) 対象者

この事業において対象となる者は、保護者の仕事等の理由により、平日の夜間又は休日に不在となる家庭の児童とする。

② 実施場所

この事業は、児童養護施設、母子生活支援施設、乳児院、保育所等住民に身近であって、適切に保護することができる施設で実施するものとする。

③ 実施方法

ア 児童等の近隣に実施施設がないこと等により必要な養育・保護を行うことが困難である場合には、実施施設は、あらかじめ登録している保育士、里親等（市町村が適当と認めた者。以下「里親等」という。）に委託することができるものとする。

イ 実施施設において、保育士、里親等に委託する場合には、委託された者の居宅において又は当該児童の居宅に派遣して養育・保護を行うものとする。

ウ 実施施設は、児童の養育に経験を有する保育士、里親等を複数登録しておくこと。

エ 夜間養護等（トワイライトステイ）事業の実施施設は、児童等の安全性の確保等のため、保育所や学校、居宅等への児童の送迎に努めること。

(5) 地域子育て支援拠点事業

① 基本事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業（児童福祉法第6条の2第6項に規定される事業）

次のア～エの取組を基本事業としてすべて実施すること。（ただし、③のオに定める小規模型指定施設を除く。）

ア 子育て親子の交流の場の提供と交流の促進

イ 子育て等に関する相談、援助の実施

ウ 地域の子育て関連情報の提供

エ 子育て及び子育て支援に関する講習等の実施（月1回以上）

② ひろば型

ア 事業内容

常設のひろばを開設し、子育て家庭の親とその子ども（主として概ね3歳未満の児童及び保護者）（以下「子育て親子」という。）が気軽につどい、相互交流を図る場を提供する。

イ 実施場所

- (ア) 公共施設、空き店舗、公民館等、子育て親子が集う場として適した場所。
- (イ) 複数の場所で実施するものではなく、拠点となる場所を定めて実施すること。
- (ウ) 概ね10組の子育て親子が一度に利用しても差し支えない程度の広さを確保すること。

ウ 実施方法

- (ア) 原則として週3日以上、かつ1日5時間以上開設すること。
- (イ) 子育て親子の支援に関して意欲のある者であって、子育ての知識と経験を有する専任の者を2名以上配置すること。（非常勤職員でも可。）
- (ウ) 授乳コーナー、流し台、ベビーベッド、遊具その他乳幼児を連れて利用しても差し支えないような設備を有すること。

エ 機能拡充による子育て支援活動の展開を図るための取組

①に定める基本事業に加えて、市町村からの委託等により、子育て支援活動の展開を図ることを目的として、次の(ア)～(エ)に掲げる取組のいずれかを実施するとともに、多様な子育て支援活動を通じて、関係機関や子育て支援活動を行っているグループ等とネットワーク化を図り、連携しながら、地域の子育て家庭に対し、よりきめ細かな支援を実施する場合について、別途評価の対象とする。

- (ア) ひろばの開設場所（近接施設を含む。）を活用した一時預かり事業（(6)に定める事業（保育所型を除く。））またはこれに準じた事業の実施
- (イ) ひろばの開設場所（近接施設を含む。）を活用した放課後児童健全育成事業またはこれに準じた事業の実施
- (ウ) ひろばを拠点とした乳児家庭全戸訪問事業（(1)に定める事業）または養育支援訪問事業（(2)に定める事業）の実施
- (エ) その他、ひろばを拠点とした市町村独自の子育て支援事業の実施

オ 地域の子育て力を高める取組

①に定める基本事業に加えて、地域の子育て力を高めることを目的として、次の(ア)～(エ)に掲げる取組を実施する場合について、別途評価の対象とする。

- (ア) 中・高校生や大学生等ボランティアの日常的な受入・養成を行う取組
- (イ) 地域の高齢者や異年齢児童等と世代間交流を継続的に実施する取組
- (ウ) 父親サークルの育成など父親の子育てに関するグループづくりを促進する継続的な取組
- (エ) 公民館、街区公園（児童遊園）、プレーパーク等の子育て親子が集まる場に職員が定期的に出向き、必要な支援や見守りを行う取組

カ 出張ひろば

地域の実情や利用者のニーズにより、ひろばを常設することが困難な地域にあっては、次の(ア)～(ウ)に掲げる実施方法により、公共施設等を活用した出張ひろばを実施することができるものとし、この場合について別途評価の対象とする。

- (ア) 開設日数は、週1～2日、かつ1日5時間以上とすること。

- (イ) ひろば型の職員が、必ず1名以上、出張ひろばの職員を兼務すること。
- (ウ) 実施場所は、地域の実情に応じて、開設後に変更することも差し支えないが、その場合には、子育て親子のニーズや利便性に十分配慮すること。

③ センター型

ア 事業内容

地域の子育て支援情報の収集、提供に努め、子育て全般に関する専門的な支援を行う拠点として機能するとともに、子育て支援活動を行う団体等と連携しながら、地域に出向いた支援活動を展開する。

イ 実施場所

保育所等の児童福祉施設、小児科医院等の医療施設のほか、効果的・継続的な事業実施が可能な場所。

ウ 実施方法

- (ア) 原則として週5日以上、かつ1日5時間以上開設すること。
- (イ) 開設時間は、子育て親子が利用しやすい時間帯とするよう配慮すること。
- (ウ) 育児、保育に関する相談指導等について相当の知識・経験を有する者であって、地域の子育て事情に精通した専任の者を2名以上配置すること。(非常勤職員でも可。)

エ 地域支援活動

①に定める基本事業の実施に加えて、地域全体で子育て環境の向上を図るため、関係機関や子育て支援活動を行っている団体等と連携し、以下の取組をすべて実施すること。

- (ア) 公民館、公園などの公共施設等に出向き、親子交流活動や子育てサークルへの援助等の地域支援活動を実施すること。
- (イ) 地域支援活動の中で、より重点的な支援が必要であると判断される場合は、関係機関と連携・協力のうえ、当該家庭へ訪問するなどの支援を実施すること。

オ 経過措置(小規模型指定施設)

(ア) 内容

従来の地域子育て支援センター(小規模型指定施設)(以下「指定施設」という。)については、平成23年度において、評価の対象とする。

(イ) 実施方法

- a 原則として週5日以上、かつ1日5時間以上開設すること。
- b 開設時間は、子育て親子が利用しやすい時間帯とするよう配慮すること。
- c 育児、保育に関する相談指導等について相当の知識・経験を有する専任の者を1名以上配置すること。(非常勤職員でも可。)
- d 次の(a)~(c)の取組のうち2つ以上実施すること。

(a) 育児不安等についての相談指導

来所、電話及び家庭訪問など事前予約制の相談指導、指定施設内の交流スペースでの随時相談、公共的施設への出張相談など地域のニーズに応じた効果的な実施を工夫すること。

また、子育て親子の状況などに応じて適切な相談指導ができるよう実施計画を作成するとともに、定期又は随時の電話連絡などによりその家庭の状況などの把握に努め、児童虐待など指定施設単独での対応が困難な相談は、関係機関と連携を図り共通認識のもと適切な対応を図ること。

(b) 子育てサークルや子育てボランティアの育成・支援

子育てサークル及び子育てボランティアの育成のため、定期的に講習会などの企画、運営を行うこと。また、子育てサークル及び子育てボランティアの活動状況の把握に努め、効果的な活動ができるよう活動場所の提供、活動内容の支援に努めること。

(c) 地域の保育資源の情報提供、地域の保育資源との連携・協力体制の構築

ベビーシッターなど地域の保育資源の活動状況を把握し、子育て親子に対して様々な保育サービスに関する適切な情報の提供、紹介などを行うこと。また、地域の保育資源及び市町村と定期的に連絡を取り合うなど、連携・協力体制の確立に努めること。

(ウ) 保健相談

(イ)のd(a)の取組に加えて、実施可能な指定施設は、子育て親子の疾病の予防、健康の増進を図るため、看護師又は保健師等による保健相談を実施することとし、この場合において、週3回程度実施する場合については、別途評価の対象とする。

④ 児童館型

ア 事業内容

民営の児童館、児童センターにおいて、学齢期の子どもが来館する前の時間等を利用して、子育て親子の交流活動など、つどいの場を提供する。

イ 実施場所

(ア) 児童館、児童センターにおける既設の遊戯室、相談室等であって、子育て親子が交流し、集う場として適した場所。

(イ) 概ね10組の子育て親子が一度に利用しても差し支えない程度の広さを確保すること。

ウ 実施方法

(ア) 原則として週3日以上、かつ1日3時間以上開設すること。(ただし、夏休み等の長期休暇期間については、一般児童の利用も考慮して弾力的な運営を行って差し支えない。)

(イ) 子育て親子の支援に関して意欲のある者であって、子育ての知識と経験を有する専任の者(以下「担当者」という。)を1名以上配置すること。(非常勤職員でも可。)

(ウ) 児童福祉施設最低基準(昭和23年厚生省令第63号)第38条に規定する児童の遊びを指導する者は、担当者をサポートして子育て親子に対する援助に協力すること。

(エ) 授乳コーナー、流し台、ベビーベッド、遊具その他乳幼児を連れて利用しても支障が生じないような設備を有すること。

エ 地域の子育て力を高める取組

①に定める基本事業に加えて、地域の子育て力を高めることを目的として、中・高校生や大学生等ボランティアの日常的な受入・養成を行う取組を実施する場合について、別途評価の対象とする。

⑤ 費用

事業を実施するために必要な経費の一部を保護者から徴収できるものとする。

⑥ 留意事項

ア 事業に従事する者（学生等ボランティアを含む。）は、子育て親子への対応に十分配慮するとともに、その業務を行うに当たって知り得た個人情報について、業務遂行以外に用いてはならないこと。

イ 実施主体（委託先を含む。）は、事業に従事する者の各種研修会、セミナー等への積極的な参加に努め、事業に従事する者の資質、技能等の向上を図ること。

ウ 近隣地域の地域子育て支援拠点は、互いに連携・協力し、情報の交換・共有を行うよう努めるとともに、保育所、福祉事務所、児童相談所、保健所、児童委員（主任児童委員）、医療機関等と連携を密にし、効果的かつ積極的に実施するよう努めること。

(6) 一時預かり事業

① 事業の種類及び内容

家庭において一時的に保育を受けることが困難になった乳幼児について、保育所その他の場所で一時的に預かり、必要な保護を行う事業。

ア 保育所型（児童福祉法第6条の2第7項に規定される事業）

(ア) 実施場所

保育所で実施するものとする。

(イ) 実施方法

児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）（以下「規則」という。）第36条の35各号に定める設備及び人員に関する基準等を遵守すること。

イ 地域密着型（児童福祉法第6条の2第7項に規定される事業）

(ア) 実施場所

地域子育て支援拠点や駅周辺等利便性の高い場所などで実施するものとする。

(イ) 実施方法

規則第36条の35各号に定める設備及び人員に関する基準等を遵守すること。

ウ 地域密着Ⅱ型（児童福祉法第6条の2第7項の規定に準じた事業）

(ア) 実施場所

地域子育て支援拠点や駅周辺等利便性の高い場所などで実施するものとする。

(イ) 実施方法

a 規則第36条の35第1号、第4号の規定に準じ、適切な保育環境を整備するよう努めること。

b 規則第36条の35第2号の規定に準じ、乳幼児の年齢及び人数に応じて当該乳幼児の処遇を行う者（以下「担当者」という。）を配置すること。
担当者の数は2名を下ることはできないこと。

担当者のうち、保育について経験豊富な保育士を1名以上配置すること。

c 規則第36条の35第3号の規定に準じ、保育所保育指針（平成20年厚生労働省告示第141号）に定める保育内容を参考とすること。

(ウ) 研修

保育士資格を有していない担当者の配置は、2の(3)に定める次世代育成支援人材養成事業など、市町村が実施する研修を受講・修了することを要件とする。

② 保護者負担

本事業の実施に必要な経費の一部を保護者負担とすることができること。

2 交付要綱の3の(2)のイのその他事業のうち、次に掲げる要件を備える取組内容であるものについて評価し、別表(評価に対する基準点数表)の評価2に定める基準点数を交付金算定の基礎とする。

(1) へき地保育

① 趣旨

交通条件及び自然的、経済的、文化的諸条件に恵まれない山間地、開拓地、離島等のへき地における保育を要する児童に対し、必要な保護を行ない、もってこれらの児童の福祉の増進を図ることを目的とすること。

② 実施要件

ア へき地保育所の定義

児童福祉法第39条に規定する保育所を設置することが著しく困難であると認められる地域に設置される児童を保育するための施設であって、市町村長が②のウ及びエの基準に適合すると認め指定したものをいう。

イ 入所決定

へき地保育所への入所の決定は、市町村長がその地域内における保育を要する児童又は、特に必要があるときはその他の児童につき、行なうものとする。

ウ 設置基準

(ア) 設置主体

へき地保育所の設置主体は、市町村とする。

(イ) 設置場所

へき地保育所を設置する場所は、次のいずれかでなければならない。

a へき地教育振興法(昭和29年法律第143号)第5条の2の規定によるへき地手当(以下「へき地手当」という。)の支給の指定を受けているへき地学校の通学区域内であること。

b 一般職の職員の給与に関する法律(昭和25年法律第95号)第13条の2第1項又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第204条第2項の規定による特地勤務手当(以下「特地勤務手当」という。)の支給の指定を受けている国又は地方公共団体の公官署の4キロメートル以内にあること。

c へき地手当又は特地勤務手当の支給の指定を受けることとなる地域内にあること。

d aからcまでのいずれかに準ずるものとして市町村長が認める地域内にあること。

エ 設備及び運営の基準

へき地保育所の設備及び運営については、次に掲げる基準によるもののほか、児童福祉施設最低基準(昭和23年厚生省令第63号)の精神を尊重して行なうものとする。

- (ア) 1日当たり平均入所児童数が10人以上いること。
ただし、10人を下回っても、2年間は経過的に対象となること。
なお、1日当たりの平均入所児童数とは、年間延べ利用児童数を年間開所日数で除して得た数とすること。
- (イ) 公民館、学校、集会所、共同作業所、婦人ホーム、寺院等の既設建物の一部を用いてへき地保育所を設置する場合には、その設備をそのへき地保育所のために常時使用することができるものでなければならないこと。
- (ウ) 保育室、便所及び屋外遊戯場（その附近にあるこれにかわるべき場を含む。）その他必要な設備を設け、それらの規模は適正な保育ができるように定めること。
- (エ) 必要な医療器具、医薬品、ほう帯材料等を備えるほか、必要に応じて楽器、黒板、机、椅子、積木、絵本、砂場、すべり台、ぶらんこ等を備えること。
- (オ) 保育士を2人以上置くこと。
ただし、所定の資格を有する者がいない等やむを得ない事情があるときは、うち1人に限り児童の保育に熱意を有し、かつ、心身ともに健全な者をもってこれに代えることができること。
- (カ) 保育時間、保育の内容、保護者との連絡方法等については入所児童が健やかに育成されるようその地方の実情に応じて定めること。

(2) 家庭支援推進保育

① 趣旨

日常生活における基本的な習慣や態度のかん養等について、家庭環境に対する配慮など保育を行う上で特に配慮が必要とされる児童が多数入所している保育所に対し、保育士の加配を行うことにより入所児童の処遇の向上を図ることを目的とする。

② 実施要件

本事業の対象となる保育所は、次のア～エの要件を満たすものであること。

ア 対象児童

日常生活における基本的な習慣や態度のかん養等について、家庭環境に対する配慮など保育を行う上で特に配慮が必要とされる保育所入所児童

イ 受け入れ状況

②のアに該当する児童が入所児童の40%以上であること。

なお、②のアに該当する児童であるかについては、市町村が児童の状況や家庭環境について保育所長等の意見を参考としながら、総合的な観点から判断すること。

ウ 保育士の配置

対象保育所に対し、児童福祉施設最低基準（昭和23年厚生省令第63号）第33条第2項及びその他の補助金等の配置基準に規定する職員ほか本事業の実施のために必要な保育士を配置すること。

エ ②のウにより配置された保育士は、②のアに該当する児童に対する指導計画を作成し、計画的に保育に当たるとともに、定期的に家庭訪問をするなど家庭に対する指導を行うこと。

(3) 次世代育成支援人材養成事業

① 趣旨

核家族化等により子育てに不安を持つ世帯の増加や地域・家族における子育て力の低下が認められることから、子育て支援サービスの充実を図っていく必要がある中、地域力を活用した子育て支援の充実は重要であり、それを支える質の確保された人材の養成研修を行う。

② 事業内容等

次のア及びイのいずれか又は両方を実施した場合に評価の対象とする。

ア 地域の様々な次世代育成支援の取組を把握し、親の子育てを支援するコーディネーター的役割を果たす者の養成

(ア) 子育て中の親のニーズの多様化と支援の意義

(イ) 子育て支援に関わる各施設との連携のあり方

(ウ) リスクマネジメント（虐待対応（つなぎ）など）

などを中心として、コーディネーターとして必要な理解や知識などを得るための研修を行う。

イ 地域で行われる子育て支援事業に参画する者の養成

(ア) 地域における子育て支援の必要性への理解

(イ) 保育の理解と援助

などを中心として、子育て支援に関する基本的な理解や知識などを得るための研修を行う。

(子育て支援事業の例)

地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業など

(4) 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

① 趣旨

市町村において、子どもを守る地域ネットワーク（要保護児童対策地域協議会）（以下「地域ネットワーク」という。）の要保護児童対策調整機関（以下「調整機関」という。）の職員や地域ネットワークを構成する関係機関等（以下「地域ネットワーク構成員」という。）の専門性強化及び地域ネットワーク構成員の連携強化を図るとともに、地域ネットワークと訪問事業が連携を図り、児童虐待の発生予防、早期発見・早期対応に資することを目的とする。

② 実施要件

調整機関に、職員（非常勤職員等を含む。）を配置すること。

なお、配置する職員は、調整機関が行う業務に影響のない範囲内において兼務職員であっても差し支えないが、母子、保育、障害児等を含む児童福祉分野の業務に従事する者とする。

③ 基本事業

次のア及びイのいずれか又は両方を実施した場合に、それぞれ評価の対象とする。

ア 調整機関職員の専門性強化

②の職員の専門性向上のため、次の取組を行う。

(ア) 配置職員が児童福祉司の任用資格を満たしていない場合

次の「児童福祉司任用資格取得のための研修（講習会）」を受講させる。

a 児童福祉法第13条第2項第1号の厚生労働大臣が指定する講習会（社

会福祉法人全国社会福祉協議会中央福祉学院が実施する「児童福祉司資格認定通信課程」)

b 児童福祉法施行規則第6条第6号から第10号及び同条第13号に規定する厚生労働大臣が定める講習会（都道府県が実施する「児童福祉司任用資格取得のための研修（講習会）」)

(イ) 配置職員が児童福祉司の任用資格を満たしている場合

更に児童虐待への専門性を向上させるため、次の研修を受講させる。

a 子どもの虹情報研修センター(日本虐待・思春期問題情報研修センター)が実施する研修

b 都道府県や研修機関等が実施する児童虐待対応研修

イ 地域ネットワーク構成員の連携強化

地域ネットワーク構成員の連携強化を図るため、次の(ア)及び(イ)のいずれか又は両方の取組を行う。

(ア) インターネット会議システムの導入等により、地域ネットワーク構成員による緊急受理会議や個別ケース検討会議等を適時、適切に行い、その時々の子ども等の状況に応じた支援内容等について、迅速かつ適切に協議、判断するための取組。

(イ) ケース記録や進行管理台帳の電子化等により、要保護児童等について、地域ネットワーク構成員における情報共有、事実確認、情報収集等を迅速かつ適切に行うための取組。

④ 付加的事業

③のア又はイの基本事業を実施することを要件に、次のア～ウについて事業を実施する場合、それぞれ評価の対象とする。

ア 地域ネットワーク構成員の専門性向上を図る取組

地域ネットワーク構成員の専門性向上のため、学識経験者等の専門家を招へいし、児童虐待対応についての共有認識と運営手法についての研修会・講習会などを開催する取組や、個別ケースについての具体的な支援方法及び進行管理等についての助言・指導を受ける取組。

イ 地域ネットワークと訪問事業との連携を図る取組

地域ネットワークの調整機関が養育支援訪問事業の中核機関となり、必要に応じて行う地域ネットワークによる支援内容の協議の結果に基づき、養育支援訪問事業の実施のための進行管理やその他の支援に係る連絡調整を行う取組や、乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）又は母子保健法に基づく訪問事業等により把握された支援対象者の中で、特に地域ネットワークによるケース対応が必要な家庭に対して、地域ネットワークは訪問者と協力して支援を行う取組。

ウ 地域住民への周知を図る取組

地域ネットワーク活動や訪問事業活動についての地域住民への周知を図るため、地域の子育て支援関係者や関係機関等を対象として、講演会やシンポジウムの開催を行い、地域ネットワーク活動や訪問事業活動についての情報発信を行う取組やマニュアル、援助事例集、又は社会資源名簿（社会資源集）を作成・配布し、周知を図る取組。

(5) 子育て支援ネットワーク事業

① 趣旨

子育て世代に幅広く普及している携帯サイトなどを活用し、子育て支援に関する地域住民参加型の情報ネットワークを構築・運用することで、子育てについての情報不足、相談相手の不在などによる子育てのしずらさの改善を図る。

② 事業内容

次のア～ウのいずれかを実施した場合に評価の対象とする。

ア 情報配信領域の構築・運用

希望する保護者に対して、子育て支援に関する情報をメール配信等することにより、情報不足の改善を図る取組。

イ 情報共有領域の構築・運用

子育てに関する悩み相談や保護者同士の情報交換を電子掲示板等により実施することで、相談相手不在の解消や交流の促進を図る取組。

ウ 個人情報領域の構築・運用

子どもの成育歴や既往症等の基本情報について、保護者が個人情報領域に記録・保存しておくことで、子育て支援サービス等の円滑な利用に活用する取組。
(ただし、情報の公開は保護者の同意に基づく場合に限る。)

(6) 子どもの事故予防強化事業

① 趣旨

子ども（特に乳幼児）の事故（お風呂場で溺死する事故、階段等からの転落事故等）の大部分については予防可能なことから、保護者等に対する意識啓発を行うことで子どもの事故の予防強化を図る。

② 事業内容

次のア又は両方（ア及びイ）を実施した場合に評価の対象とする。

ア 基本分（事業実施担当者の配置等）

子どもの事故予防のためのパンフレット等を両親学級や、1歳6か月児・3歳児健診等の集団健診等の場において、事業実施担当者（市町村が適切と認めた者）が配布し、かつ説明する等、保護者等に対する意識の啓発をきめ細かく行う。

（事業実施担当者の例）

母子保健推進員、愛育班員等

イ 加算分（事故予防検討会の開催）

意識啓発のための方策やパンフレット内容等を検討するために事故予防検討会を開催する。

評価に対する基準点数表

【特定事業】

		基準点数
評価 1		
○乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)		
支援が必要な家庭に対して、次の①及び②の対応をいずれも実施している市町村	乳児家庭全戸訪問事業による家庭訪問数	$\left(\begin{array}{l} \text{全戸訪問事業} \\ \text{の対象となる} \\ \text{全家庭数} \\ \times 20\% \end{array} \right)$
(1) ①ケース対応会議の開催 ②養育支援訪問事業のうち、以下に掲げる援助をいずれも実施 ○育児・家事援助 ○専門的相談支援		
(2) (1)以外の市町村	乳児家庭全戸訪問事業による家庭訪問数	$\left(\begin{array}{l} \text{全戸訪問事業} \\ \text{の対象となる} \\ \text{全家庭数} \\ \times 20\% \end{array} \right)$
		0.03 ポイント
○養育支援訪問事業		
① 育児・家事援助		0.03ポイント
② 専門的相談支援		0.04ポイント
③ 分娩に関わった産科医療機関の助産師等による訪問支援		0.05ポイント
		1訪問あたり
○ファミリー・サポート・センター事業		
① 基本事業(会員数)		
・100人相当～299人		10.0ポイント
・300人～599人		14.0ポイント
・600人～999人		20.0ポイント
・1,000人～1,499人		40.0ポイント
・1,500人～1,999人		60.0ポイント
・2,000人～2,999人		80.0ポイント
・3,000人以上		100.0ポイント
支部の設置箇所数		
・10か所以上		50.0ポイント
・10か所未満		5.0ポイント
複数預かりの実施(兄弟姉妹を除く。)		5.0ポイント
		1支部あたり (加算)
② 病児・緊急対応強化事業(病児・病後児預かりの利用件数)		
・～59件		9.0ポイント
・60件～119件		12.0ポイント
・120件～199件		19.0ポイント
・200件～299件		28.0ポイント
・300件～399件		38.0ポイント
・400件～599件		52.0ポイント
・600件以上		72.0ポイント
・近隣市町村会員受入		5.0ポイント
・初年度体制整備		20.0ポイント
		1市町村あたり
③ ひとり親家庭等のファミリー・サポート・センター(病児・病後児の預かり等を含む)の利用支援		
・利用支援 有		2.0ポイント
		1市町村あたり
○子育て短期支援事業		
① ショートステイ事業の実施		
・2歳未満児、慢性疾患児		4.30ポイント
・2歳以上児		2.35ポイント
・緊急一時保護		0.60ポイント
② トワイライトステイ事業の実施		
・基本分		0.45ポイント
・宿泊分		0.45ポイント
・休日デイサービス		1.00ポイント
・児童の送迎の実施		0.30ポイント
		100人日あたり
		1か所あたり

【特定事業(続き)】

		基準点数
評価 1		
○地域子育て支援拠点事業		
① ひろば型		
基本分		
・3～4日開所	17.8ポイント	} 1か所あたり
・3～4日開所(機能拡充あり)	23.9ポイント	
・5日開所	21.8ポイント	
・5日開所(機能拡充あり)	36.5ポイント	
・6～7日開所	25.8ポイント	
・6～7日開所(機能拡充あり)	39.0ポイント	
加算分		
・出張ひろばの実施	6.7ポイント	} 1か所あたり
・地域の子育て力を高める取組(1事業実施)	2.2ポイント	
・地域の子育て力を高める取組(2事業実施)	3.0ポイント	
・地域の子育て力を高める取組(3事業実施)	3.7ポイント	
・地域の子育て力を高める取組(4事業実施)	4.5ポイント	
② センター型		
基本分		
・5日開所	37.0ポイント	} 1か所あたり
・6～7日開所	39.6ポイント	
経過措置(小規模型指定施設)		
・基本分	12.9ポイント	} 1か所あたり
・加算分(保健相談等)	6.8ポイント	
③ 児童館型		
基本分		
加算分(地域の子育て力を高める取組)	2.2ポイント	} 1か所あたり
④ 8.4ポイント		
○一時預かり事業		
① 保育所型、地域密着型(年間延べ利用児童数)		
・ 25人以上～ 300人未満	2.6ポイント	} 1か所あたり
・ 300人以上～ 900人未満	7.9ポイント	
・ 900人以上～1,500人未満	14.2ポイント	
・1,500人以上～2,100人未満	20.5ポイント	
・2,100人以上～2,700人未満	26.8ポイント	
・2,700人以上～3,300人未満	33.1ポイント	
・3,300人以上～3,900人未満	39.4ポイント	
・3,900人以上	45.7ポイント	
② 地域密着Ⅱ型(年間延べ利用児童数)		
・ 25人以上～ 300人未満	2.4ポイント	} 1か所あたり
・ 300人以上～ 900人未満	7.1ポイント	
・ 900人以上～1,500人未満	12.8ポイント	
・1,500人以上～2,100人未満	18.4ポイント	
・2,100人以上～2,700人未満	24.1ポイント	
・2,700人以上～3,300人未満	29.8ポイント	
・3,300人以上～3,900人未満	35.4ポイント	
・3,900人以上	41.1ポイント	

【その他の事業】

	基準点数	
評価 2		
○へき地保育所	20.0ポイント	1か所あたり
○家庭支援推進保育事業	19.0ポイント	1か所あたり
○次世代育成支援人材養成事業		
・コーディネーター養成研修	3ポイント	1市町村あたり
・スタッフ養成研修	3ポイント	1市町村あたり
	※両方実施の場合は6ポイント	
○子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業		
① 基本事業		
・児童福祉司任用資格取得のための研修(講習会)の受講	0.4ポイント	} 1人あたり
・更に児童虐待への専門性を向上させるための研修の受講	0.4ポイント	
・ネットワーク関係機関の連携強化を図るための取組	15.0ポイント	1市町村あたり
② 付加的事業		
・地域ネットワーク構成員の専門性向上を図る取組	3.3ポイント	} 1市町村あたり
・地域ネットワークと訪問事業との連携を図る取組	3.6ポイント	
・地域住民への周知を図る取組	3.2ポイント	
○子育て支援ネットワーク事業	13.5ポイント	1市町村あたり
○子どもの事故予防強化事業		
① 基本分(事業実施担当者の配置等)		
児童人口2,500人未満	3.0ポイント	} 1市町村あたり
児童人口2,500人以上～8,500人未満	5.0ポイント	
児童人口8,500人以上	8.0ポイント	
② 加算分(事故予防検討会の開催)	1.0ポイント	

国と自治体が一体的に取り組む待機児童
解消「先取り」プロジェクト〔待機児童
ゼロ特命チーム〕について

【全国児童福祉主管課長会議・別冊資料】

平成 23 年 2 月 10 日（木）
内閣府政策統括官（共生社会政策担当）
厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課

【目 次】

実施方針【内閣府説明】	P 1
対象事業【厚生労働省説明】	
・ 安心こども基金事業 （保育所整備等の補助率嵩上げ、土地借料補助、 家庭的保育事業賃借料補助の引き上げ）	P 2
・ 子育て支援交付金（仮称）（案）事業	P 3
① グループ型小規模保育事業（仮称）（案）	P 3
② 認可外保育施設運営支援事業（仮称）（案）	P 4
・ 幼保連携型認定こども園の定員引き下げ（案）	P 5
内閣府通知	
実施方針	P 1 2
待機児童ゼロ計画	P 1 8
待機児童ゼロ計画（総括表）	P 2 3
参考資料（対象事業）	
参考 1 保育所緊急整備事業	P 2 5
参考 2 賃貸物件による保育所整備事業	P 3 2
参考 3 家庭的保育改修等事業	P 3 5
参考 4 グループ型小規模保育事業（仮称）（案）	P 4 0
参考 5 認可外保育施設運営支援事業（仮称）（案）	P 4 4
参考 6 幼保連携型認定こども園の定員引き下げ（案）	P 4 5
○ ゼロ計画の作成から事業実施までの流れ （安心こども基金分）	P 4 6
○ 「国と自治体が一体的に取り組む待機児童解消 『先取り』プロジェクト」具体的施策内訳	P 4 7

○ 平成23年度予算案等が国会審議中であることから、内容については、今後変更がありうるものです

1. 国と自治体が一体的に取り組む待機児童解消「先取り」プロジェクト[待機児童ゼロ特命チーム]について

昨年10月に官邸主導により設置された「待機児童ゼロ特命チーム」においては、同年11月29日に「国と自治体が一体的に取り組む待機児童解消『先取り』プロジェクト」を取りまとめ、各都道府県等に対し情報提供し、1月15日に開催の「平成22年度全国厚生労働関係部局長会議(厚生分科会)」において、「先取り」プロジェクトの具体的施策の予算を含めた平成23年度予算案について情報提供したところである。

今般、実施方針及び対象事業の内容案等について情報提供するとともに、「先取り」プロジェクトの対象となる市区町村に対する周知を併せてお願いしたい。

○ 実施方針【内閣府説明】

既にご承知のことと思うが、昨年10月に官邸主導により設置された「待機児童ゼロ特命チーム」については、同年11月29日に「国と自治体が一体的に取り組む待機児童解消『先取り』プロジェクト」を取りまとめ、各都道府県等に対し情報提供したところである。

待機児童対策については、現在、昨年1月に策定した「子ども・子育てビジョン」を踏まえ、年約5万人増の保育サービスの拡大を図るため、その実現に向けた取り組みを図っているが、特に大都市部を中心に待機児童への対応は喫緊の課題となっている。このことから、子ども・子育て新システムの平成25年の施行を待たず、今、サービスを必要としている子ども・家庭に届くようにするため、菅総理の指示を受け、昨年11月に「待機児童解消『先取り』プロジェクト」がとりまとめられたものである。

この「待機児童解消『先取り』プロジェクト」については、

- ① 待機児童がいるから保育所を整備する「後追い」発想を転換し、潜在的な保育ニーズも「先取り」して積極的に待機児童解消に取り組む自治体と組み、
- ② 「子ども・子育て新システム」に向けて検討している新たな取組などを「先取り」して行うものである。

以下、実施方針のポイントについて説明するが、この「待機児童解消『先取り』プロジェクト」については、特に待機児童を多く抱える市区町村については、積極的な参加をお願いしたいと考えている。

【実施方針のポイント】

- ・ 実施方針 内閣府より各都道府県に通知
- ・ 実施主体 市区町村
- ・ 対象市区町村 原則として、待機児童数が10人以上（平成22年10月1日時点）であり、「待機児童ゼロ計画」を提出し、「先取り」プロジェクト対象事業を実施する市区町村
- ・ 「待機児童ゼロ計画」（潜在ニーズを踏まえた先取り発想）

（参考資料P6）

内 容 都道府県記載
総括表
市区町村提出の「待機児童ゼロ計画」様式（9）への意見記入

市区町村記載
待機児童数
待機児童が生じる要因
解消に向けたこれまでの取組
プロジェクト実施事業
（か所数、保育サービス拡大量）
保育所等整備計画
平成29年度サービス利用率 など

提出先 内閣府
切 平成23年2月28日
審査 内閣府及び事業所管省
結果通知 平成23年3月中に、内閣府より通知

○ 対象事業内容（案）【厚生労働省説明】 （参考資料P7）

平成23年度予算案等については、現在、国会で審議中であることから、子育て支援交付金（仮称）（案）対象事業については、今後、内容の変更等もありうることに留意願いたい。

【対象事業（案）のポイント】

- ・ 安心こども基金の対象事業 （参考資料P8）
「先取り」プロジェクト具体的施策の、施設整備費等の補助率嵩上

げ対象の拡大や土地借料補助の創設、及び家庭的保育事業実施のための賃借料の引き上げが対象となる。

また、「実施方針」と同様、待機児童数が10人以上（平成22年10月1日時点）、かつ、「待機児童ゼロ計画」を提出する市区町村であって、原則、財政力指数1.0未満の市区町村において、平成23年4月1日以降に開始する整備等事業を対象とする。

① 保育所整備等の国庫補助率嵩上げ対象市区町村の拡大

保育所緊急整備事業、賃貸物件による保育所整備事業、家庭的保育改修等事業の3事業が対象（通常1/2→嵩上げ後2/3）

② 土地借料補助の創設

保育所緊急整備事業が対象（1施設あたり300万円を加算）

③ 家庭的保育事業実施のための賃借料補助の引き上げ

家庭的保育改修等事業（うち、家庭的賃借料補助事業）が対象
（月額5万円 → 月額8万円）

・ **子育て支援交付金（仮称）（案）の対象事業**

「先取り」プロジェクト具体的施策の、複数の家庭的保育者による事業や児童福祉施設最低基準を満たす認可外保育施設への助成が対象であり、具体的には、待機児童数が10人以上（平成22年10月1日時点）、かつ、「待機児童ゼロ計画」を提出する市区町村が実施する次の事業となる。

① **グループ型小規模保育事業（仮称）（案）の実施の要件**

（参考資料P9）

- ・ 複数の家庭的保育者が同一の場所で保育を実施
- ・ 1グループは原則3人（対象児童9人）まで。ただし、各々の家庭的保育者に補助者を配置する場合等は対象児童15人まで。
- ・ 家庭的保育者等の要件、経費等については、家庭的保育事業と同等
- ・ 補助基準額、補助率等は以下のとおり

名称	種目	基準額	対象経費	補助率
国と自治体が一体的に取り組む待機	グループ型小規模保育事業	(1) 家庭的保育者経費 児童1人当たり月額 52,200円	グループ型小規模保育事業に必要な経費	1/3 市町村が行う事業に

児童解消 先取り プロジェ クト事業	<p>(2) 家庭的保育支援者経費</p> <p>ア 家庭的保育者6人以上に対し配置する場合 家庭的保育支援者1人当たり年額4,527,000円 (ただし、事業期間が6か月未満の場合は、 2,263,000円。)</p> <p>イ 家庭的保育者3～5人に対し配置する場合 家庭的保育支援者1人当たり年額2,263,000円 (ただし、事業期間が6か月未満の場合は、 1,131,000円)</p> <p>(3) 連携保育所又は実施保育所経費</p> <p>ア 基本分 1か所当たり年額800,000円 (ただし、事業期間が6か月未満の場合は、 400,000円)</p> <p>イ 加算分 基本分に加え家庭的保育者1人につき次の 年額単価を加算 120,000円 (ただし、事業期間が6か月未満の場合は、 場合は、60,000円)</p> <p>(4) 家庭的保育補助者経費 家庭的保育補助者を配置している家庭的保育 者について 児童1人当たり月額25,000円 ※ グループ内に家庭的保育補助者が配置され ても、補助者を配置していない家庭的保 育者が担当する児童数は算定できない。</p>	対して 都道府 県が補 助する 場合 1/2
-----------------------------	---	---------------------------------------

② 認可外保育施設運営支援事業（仮称）（案）の実施の要件

（参考資料P10）

子ども・子育て新システムにおける制度を見据え、児童福祉施設最低基準を満たすことを基本として、質の確保された認可外保育施設に対し、運営に要する費用の一部を補助することにより、子どもを安心して育てることができるよう体制整備を行う。

○実施要件

- ・定員20名以上
- ・施設設備、職員配置は、児童福祉施設最低基準を満たす
(ただし、保育士が不足している等特段の理由がある市区町村においては、保育士数を満たす従事者のうち資格者が5割以上でありプロジェクト期間中に要件を満たすことを条件に事業を実施可能)

○補助基準額

安心こども基金における認定こども園事業費(幼稚園型の保育所機能部分)と同等となります

参考：乳児72千円、1・2歳児39千円、
(月額) 3歳児15千円、4歳以上児12千円

○補助率

既に市町村より補助を受けている認可外保育施設

1/3 (都道府県1/3 市町村1/3)

上記以外の認可外保育施設

1/2 (都道府県1/4 市町村1/4)

・ **幼保連携型認定こども園の定員引き下げ(案)(参考資料P11)**

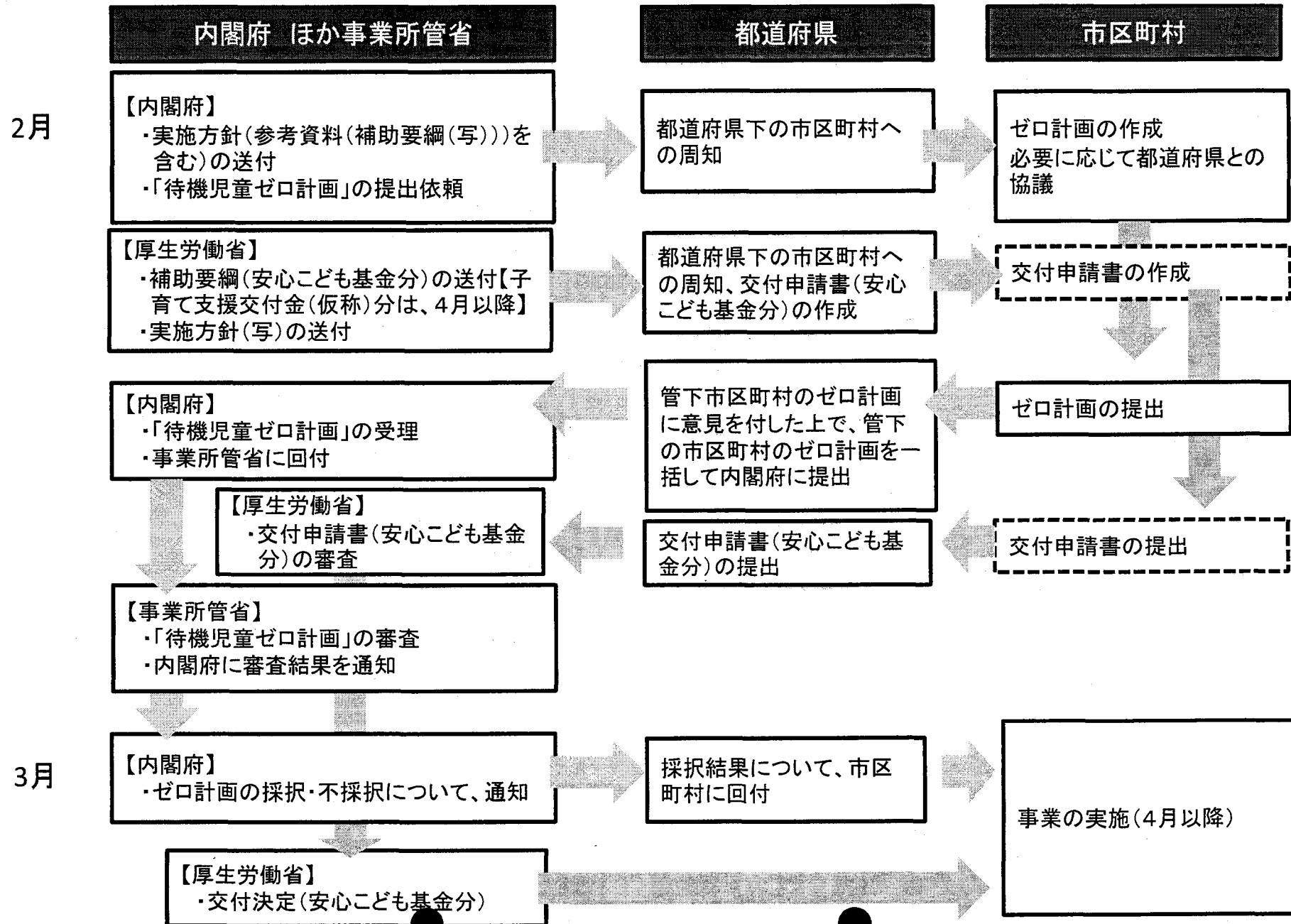
待機児童が多い地域に所在し、一定以上の3歳未満児を入所させるなど一定の要件を満たす場合に認可される小規模保育所に倣い、幼保連携型認定こども園のうち、「保育所の設置認可等について」(平成12年3月30日児発第295号厚生省児童家庭局長通知)において、「幼保連携型認定こども園を構成する幼稚園及び保育所の定員の合計数が60人以上となるときは保育所の定員は10人以上であれば60人を下回っても差し支えないこと」とされている幼保連携型特例認可保育所について、一定の要件に該当する保育所であって、幼稚園及び保育所の定員の合計数「60人以上」を「20人以上」へ引き下げて認可を受ける場合に対象となる。

○ 要件に該当する保育所

「小規模保育所の設置認可等について」(平成12年3月30日児発第296号厚生省児童家庭局長通知)の第1の1の(2)のいずれかの要件に該当する定員20人未満の保育所

ゼロ計画の作成から事業実施までの流れ(安心こども基金分)

参考



具体的施策

〔所要見込額：総額200億円程度(安心子ども基金、平成23年度予算案)〕

①既存の制度に縛られない 「多様で柔軟な保育サービス」の確保

〔家庭的保育の拡充〕

待機児童の8割以上を占める3歳未満児を主に対象とする家庭的保育の量的拡充を図る。

- ・複数の家庭的保育者による家庭的保育事業の実施
(厚生労働省 23'予算案 交付金500億円の内数)
- ・家庭的保育を実施する場合の賃借料・改修費等の補助率の引き上げ等
(安心子ども基金)

〔認定こども園の普及促進等〕

幼保一体化の検討も見据え、幼保連携型の認定こども園の量的拡充や幼稚園での預かり保育の拡充を図る。

- ・幼保連携型認定こども園の定員引き下げ
(文部科学省 23'予算案 私学助成:34億円)
- ・幼稚園での預かり保育の拡充

新〔最低基準を満たす認可外保育施設への公費助成〕

新システムでの客観的な基準に基づく指定制の導入を見据え、最低基準を満たす質の確保された認可外保育施設を前倒しで公費助成の対象とする。

(厚生労働省 23'予算案 交付金500億円の内数)

など

②「場所」の確保

〔保育所分園整備や家庭的保育実施の建物の確保〕

公共施設(庁舎、学校等)などの既存の建物の余裕スペースを活用し、速効性をもって保育所や家庭的保育等の量的拡充を図る。

- ・賃貸物件の活用(待機児童の多い自治体への整備費の補助要件緩和)
(安心子ども基金)
- ・既存のビルの空きスペース等の活用
(認可保育所の屋外階段設置基準の緩和)
- ・家庭的保育を実施する場合の賃借料・改修費等の補助率の引き上げ等(再掲)
(安心子ども基金)

〔保育所整備等のための土地の確保〕

都市部における土地確保を後押しするため、公有地や私有地の活用を促進する。

- 新 土地借料の補助の創設 ※賃貸物件は除く
(安心子ども基金)

- ・公園用地の活用

など

③「人材」の確保

〔短時間勤務保育士を活用したローテーション〕

短時間勤務保育士の活用は既に認められていることを地方自治体に周知を図る。

〔保育を担う潜在的な人材の掘り起こし・再教育〕 (厚生労働省23'予算案 委託費0.2億円)

- ・研修プログラムの開発、研修会等の実施

〔保育労務環境改善に向けた取組〕

業務改善マニュアルにより現場のムリ・ムダ・ムラの改善を促進。よりよい労務環境整備により人材確保を側面的に促す。

(経済産業省 23'予算案 19億円の内数)

〔保育サービスにおける事故等を踏まえたノウハウの構築〕

過去の保育サービスにおける事故等を収集・分析し、事故等を未然に予防するためのノウハウを確立。保育従事者の人材育成等に役立てる。

(経済産業省 23'予算案 19億円の内数)

など

「安心こども基金」保育所緊急整備事業、賃貸物件による保育所整備事業、家庭的保育改修等事業 (補助率嵩上げ対象自治体)実施要領

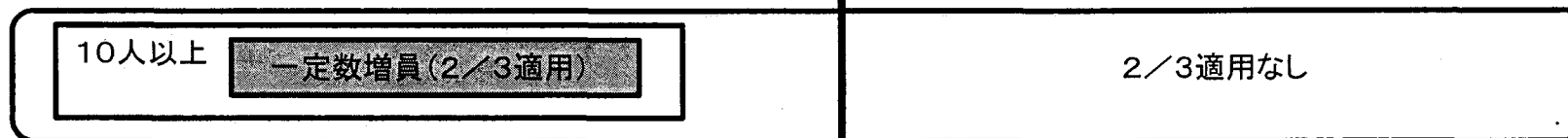
～国と自治体が一体的に取り組む待機児童解消「先取り」プロジェクト～

	プロジェクト参加自治体	プロジェクト不参加自治体 (従来どおりの補助)	
財政力指数 1.0未満の 団体	【補助率2/3適用要件】 ○ 待機児童10人以上 ○ 一定数増員(別表適用)なし ☆ 上記の要件を満たす 自治体が2/3を適用	【補助率2/3適用要件】 ○ 待機児童10人以上 ○ 一定数増員(別表適用)あり ☆ 上記の要件を満たす 自治体が2/3を適用 (満たさない場合1/2)	地方交付税 交付団体
財政力指数 1.0以上の 団体(※) ※ 但し、助成決定年度の前年度の財政力指数1.0未満の団体で、 助成決定年度の財政力指数が1.0以上の団体は含まない	【補助率 1/2】 ☆ 財政力指数1.0以上の団体は 2/3の適用はなし	【補助率 1/2】 ☆ 地方交付税不交付団体は 2/3の適用はなし	地方交付税 不交付団体

【従 来】

地方交付税交付団体

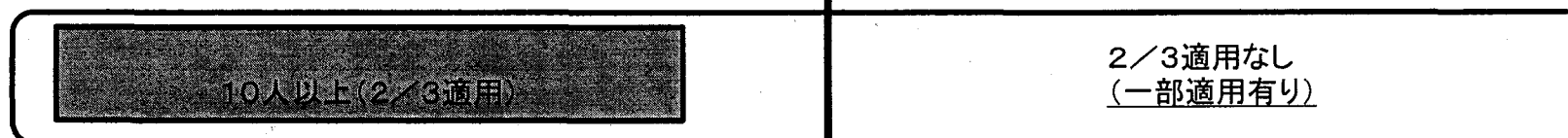
地方交付税不交付団体



【プロジェクト参加自治体】

財政力指数1.0未満

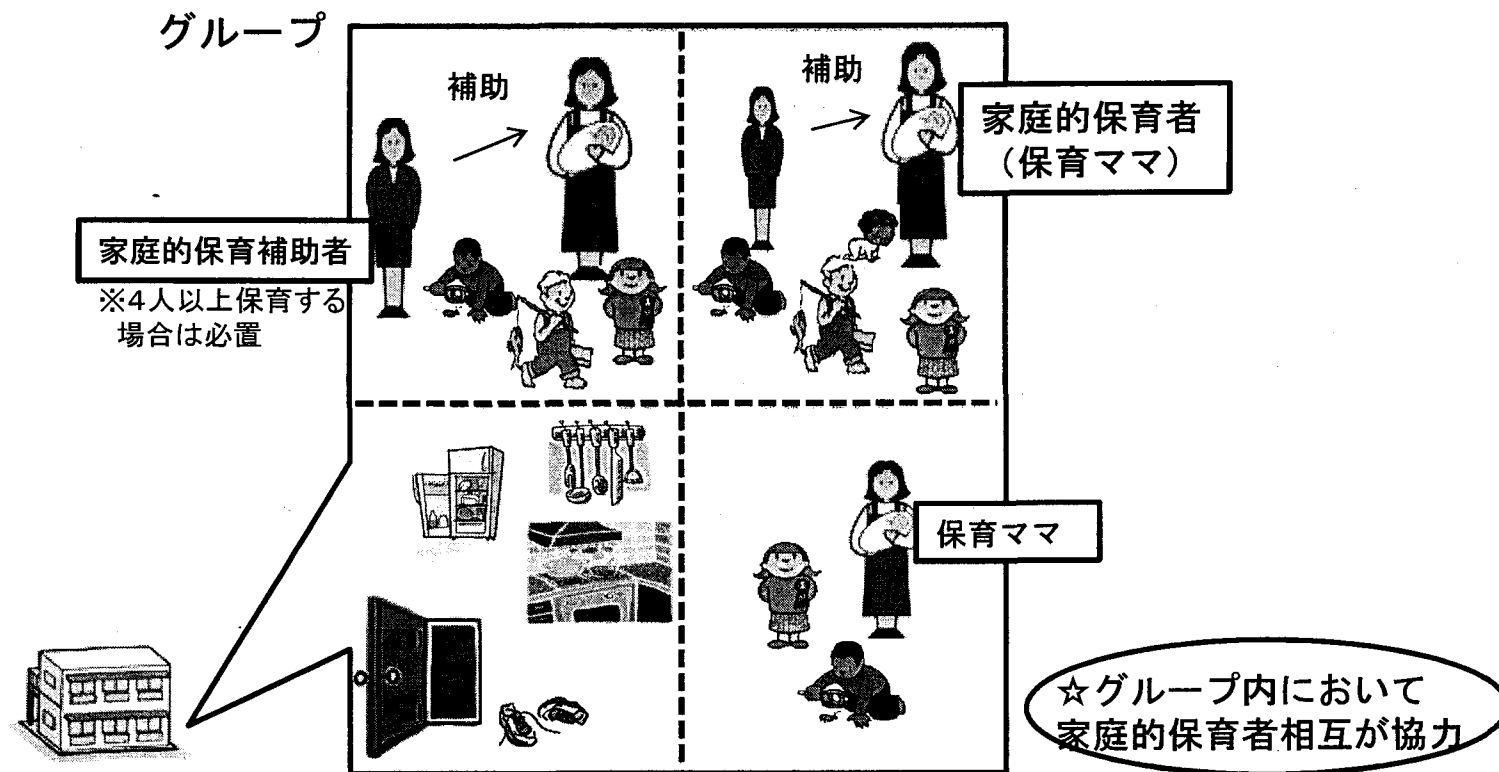
財政力指数1.0以上(※)



グループ型小規模保育事業(案)

～国と自治体が一体的に取り組む待機児童解消「先取り」プロジェクト～

- ・ 複数の家庭的保育者が同一の場所で保育を実施
- ・ 1グループは原則3人(対象児童9人)まで。ただし、各々の家庭的保育者に補助者を配置する場合等は対象児童15人まで。
- ・ 家庭的保育者等の要件、経費等については、家庭的保育事業と同等



認可外保育施設運営支援事業(案)

～国と自治体が一体的に取り組む待機児童解消「先取り」プロジェクト～

子ども・子育て新システムにおける制度を見据え、児童福祉施設最低基準を満たすことを基本として質の確保された認可外保育施設に対し、運営に要する費用の一部を補助することにより、子どもを安心して育てることができるような体制整備を行う。

○実施要件

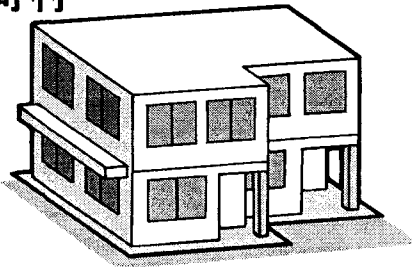
定員20名以上で、施設の設備は最低基準を満たすこと。

職員の配置は最低基準を満たすこと。ただし、保育士が不足している等特段の理由がある市町村においては、保育士数を満たす従事者のうち資格者が5割以上でありプロジェクト期間中に要件を満たすことを条件に事業を実施可能。

○補助基準額 安心こども基金 認定こども園事業費(幼稚園型の保育所機能部分)と同等

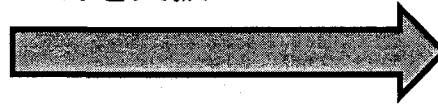
○補助率 ア. 既に市町村より補助を受けている施設 1/3 (都道府県1/3 市町村1/3)
イ. ア以外の施設 1/2 (都道府県1/4 市町村1/4)

市町村



※ 市町村が行った支援に対し、国及び都道府県が補助

運営に要する費用の一部を支援



最低基準を満たす認可外保育施設

幼保連携型認定こども園を構成する保育所の定員等について(案)

従来の幼保連携型認定こども園(主なケース)

定員60人以上の保育所と幼稚園で構成する認定こども園

小規模保育所と幼稚園で構成する認定こども園
(保育所は、「小規模保育所の設置認可等について」第1の1の(2)のいずれかの要件に該当する小規模保育所(定員20人以上))

幼保連携型特例認可保育所と幼稚園で構成する定員の合計が60人以上の認定こども園

幼保連携型特例認可保育所と幼稚園で構成する定員の合計が20人以上の認定こども園
(保育所は、「小規模保育所の設置認可等について」第1の1の(2)のいずれかの要件に該当する保育所(定員20人未満))

新たに認められる幼保連携型認定こども園

(保育所は、「小規模保育所の設置認可等について」第1の1の(2)のいずれかの要件に該当する保育所(定員20人未満))

幼稚園

一般保育所
定員
60人以上

幼稚園

小規模保育所
定員20人以上

幼稚園

幼保連携型特例認可保育所
定員10人以上

幼稚園

幼保連携型特例認可保育所
定員10人以上

※「児童福祉法による保育所運営費国庫負担金について」(昭和51年4月16日厚生省発児第59号の2厚生事務次官通知)第3に規定する保育単価を適用

※「小規模保育所の設置認可等について」(平成12年3月30日児発第296号厚生省児童家庭局長通知)第1の2に規定する保育単価を適用

※「幼保連携型施設を構成する保育所に適用する保育単価等について」(平成21年7月9日雇児発0709第5号局長通知)に規定する保育単価を適用

※「幼保連携型施設を構成する保育所に適用する保育単価等について」(平成21年7月9日雇児発0709第5号局長通知)に規定する保育単価を適用

府政共生第 82 号
平成 23 年 2 月 8 日

各都道府県 少子化施策主管部（局）長

待機児童ゼロ特命チーム事務局長
内閣府政策統括官（共生社会政策担当）
（公印省略）

待機児童ゼロ特命チーム「国と自治体が一体的に取り組む待機児童解消『先取り』プロジェクト」の実施方針に基づく「待機児童ゼロ計画」について（依頼）

平素より、子ども・子育て支援について、積極的な取組をいただき、心より感謝申し上げます。

昨年 11 月 29 日に「国と自治体が一体的に取り組む待機児童解消『先取り』プロジェクト」を取りまとめ、情報提供させていただいたところです。その実施方針について、別添のとおり定めましたので、管下市区町村（指定都市及び中核市を含む。以下、同じ。）に依頼するとともに、管下市区町村作成の「待機児童ゼロ計画」について取りまとめ等を行っていただいた上で、平成 23 年 2 月 28 日（月）までに、下記担当宛てに提出ください。

引き続き、待機児童解消に向けて、ご尽力賜りますよう、また、本プロジェクトに積極的に対応くださいますよう、心からお願い申し上げます。

〔ご参考〕

○待機児童ゼロ特命チーム ホームページ

<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/taikijidou/>

本件連絡先

内閣府政策統括官（共生社会政策担当）付

参事官（少子化対策担当）付 中村、松田

電 話：03-3581-9721

メールアドレス：akie.nakamura@cao.go.jp（中村）

koji.matsuda@cao.go.jp（松田）

国と自治体が一体的に取り組む待機児童解消「先取り」プロジェクト 実施方針

「国と自治体が一体的に取り組む待機児童解消『先取り』プロジェクト」（平成22年11月29日、待機児童ゼロ特命チーム取りまとめ）を実施するため、以下のとおり実施方針を示す。

1 事業名

国と自治体が一体的に取り組む待機児童解消「先取り」プロジェクト事業
（以下、「『先取り』プロジェクト事業」という。）

2 「『先取り』プロジェクト事業」の実施主体

市区町村

3 「『先取り』プロジェクト事業」の対象となる市区町村

原則として平成22年10月1日現在における待機児童数が10人以上であり、5に定める「待機児童ゼロ計画」を提出し、4（1）に定める事業を実施する市区町村を対象とする。

4 「『先取り』プロジェクト事業」の対象となる事業、実施方法

（1）「『先取り』プロジェクト事業」の種類

「『先取り』プロジェクト事業」として実施する事業の種類は、「国と自治体が一体的に取り組む待機児童解消『先取り』プロジェクト」に基

づき、各省庁が所管する次の事業とする。

(参照：参考資料(参考1～6))

ア 保育所緊急整備事業

平成21年3月5日20文科初第1279号雇児発第0305005号文部科学省
初等中等教育局長、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知

「平成20年度子育て支援対策臨時特例交付金(安心こども基金)の運
営について」の別添1「保育所緊急整備事業」の3(3)の事業

イ 賃貸物件による保育所整備事業

平成21年3月5日20文科初第1279号雇児発第0305005号文部科学省
初等中等教育局長、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知

「平成20年度子育て支援対策臨時特例交付金(安心こども基金)の運
営について」の別添2「賃貸物件による保育所整備事業」の3(2)
の事業

ウ 家庭的保育改修等事業

平成21年3月5日20文科初第1279号雇児発第0305005号文部科学省
初等中等教育局長、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知

「平成20年度子育て支援対策臨時特例交付金(安心こども基金)の運
営について」の別添6「家庭的保育改修等事業」の3(2)の事業

エ グループ型小規模保育事業(案)

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知として発出予定の「子育て支
援交付金の交付対象事業等について」の別添1「国と自治体が一体的
に取り組む待機児童解消「先取り」プロジェクト事業実施要綱」の1.
グループ型小規模保育事業

オ 認可外保育施設運営支援事業（案）

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知として発出予定の「子育て支援交付金の交付対象事業等について」の別添1「国と自治体が一体的に取り組む待機児童解消「先取り」プロジェクト事業実施要綱」の2.
認可外保育施設運営支援事業

カ 幼保連携型認定こども園の定員引き下げ（案）

平成12年3月30日児発第295号厚生省児童家庭局長通知「保育所の設置認可等について」の第1の2の(1)のただし書きの適用により、幼保連携型特例認可保育所の認可を受ける場合（平成12年3月30日児発第296号厚生省児童家庭局長通知「小規模保育所の設置認可等について」の第1の1の(2)のいずれかの要件に該当する定員20人未満の保育所に限る）

キ 幼稚園の預かり保育推進のための市区町村の取り組み

「私立幼稚園における預かり保育の拡充」は、都道府県が行う私学助成に対する国庫補助（私立高等学校等経常費助成費補助金）であり、別途交付決定手続きを行うものである。

※「エ グループ型小規模保育事業（案）」及び「オ 認可外保育施設運営支援事業（案）」については、平成23年度予算案等が国会審議中のため、送付案に変更が生じる可能性がある。

(2) 「『先取り』プロジェクト事業」の実施方法

市区町村は、原則として、上記(1)の事業のうち、複数を組み合わせて実施するものとする。

5 「待機児童ゼロ計画」の提出先等

(1) 「待機児童ゼロ計画」の提出先

市区町村は、『先取り』プロジェクト事業を実施しようとする場合、別に定める様式（「待機児童ゼロ計画」〈様式1〉）により、都道府県を通じて、「待機児童ゼロ計画」を内閣府に対し提出しなければならない。（併せて、都道府県においては、「待機児童ゼロ計画」の総括表を別に定める様式（「待機児童ゼロ計画」総括表〈様式2〉）により作成、提出すること。）

内閣府は、都道府県から提出された「待機児童ゼロ計画」を、4（1）の事業を所管する全ての省（以下「事業所管省」という。）に速やかに送付するものとする。

(2) 「待機児童ゼロ計画」の審査及び採択の通知

「待機児童ゼロ計画」の審査は、内閣府及び事業所管省において実施し、事業所管省においては、その結果について速やかに内閣府に対し報告するものとする。内閣府は、事業所管省からの報告を踏まえ、速やかに都道府県を通じて、「待機児童ゼロ計画」の採択又は不採択の通知を行うものとする。

なお、事業所管省において平成23年度の個別事業ごとの交付申請を審査するにあたり、当該事業の予算の範囲を超える申請があった場合は、当該事業による保育サービスの供給増の規模等に基づき行うこととする。

(3) 交付申請等（事業実績報告を含む）

市区町村においては、4（1）の事業（ただし、カ、キを除く）について、事業所管省の交付要綱等に定める手続き等により、申請等を行うものとする。

(4) 「『先取り』プロジェクト事業」のフォローアップ

平成 23 年度途中において、各市区町村における「『先取り』プロジェクト事業」の実施状況について、都道府県を通じてフォローアップを行う予定である。

(様式1)

「国と自治体が一体となって取り組む待機児童解消『先取り』プロジェクト」
「待機児童ゼロ計画」

記入にあたって記入欄では足りない場合は、セルの幅を広げていただくか、任意の様式で別紙を添付していただくなどをし、セルの行列は、集計の都合上変更しないでください。

市区町村名
課・係名
担当者名
電話番号

(1) 平成22年10月1日現在の待機児童数

(2) 平成18年～平成22年の待機児童数の推移(4月1日現在)

平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年

(3) 貴市区町村において、待機児童が生じる要因について、該当すると判断されるもの全てに1を記入し、その他についてはその内容を記入してください。

- | | |
|--------------------------|---|
| <input type="checkbox"/> | ①女性の就業率の上昇による保育需要の増大 |
| <input type="checkbox"/> | ②人口増加・流入に伴う就学前児童数の急激な増加 |
| <input type="checkbox"/> | ③マンション建設などによる特定地域における急激な需要増に一時的に供給が追いつかない地域がある。 |
| <input type="checkbox"/> | ④その他 ※その他の場合は下欄に内容を記入してください。 |

--

(4) -1 これまで(平成18年度～平成22年度の過去5年間)に待機児童解消へ向けて実施した取組について、あてはまるもの全てに1を記入してください。

- | | |
|--------------------------|-----------------------------------|
| <input type="checkbox"/> | ①保育所の新設 |
| <input type="checkbox"/> | ②既存保育所の定員増 |
| <input type="checkbox"/> | ③既存保育所の分園設置 |
| <input type="checkbox"/> | ④既存保育所の定員弾力化による増 |
| <input type="checkbox"/> | ⑤地方単独事業による認可外保育施設(いわゆる保育室)の新設 |
| <input type="checkbox"/> | ⑥地方単独事業による既存の認可外保育施設(いわゆる保育室)の定員増 |
| <input type="checkbox"/> | ⑦家庭的保育(保育ママ)事業の強化 |
| <input type="checkbox"/> | ⑧事業所内保育施設の設置の奨励 |
| <input type="checkbox"/> | ⑨幼稚園の預かり保育推進のための市区町村の取り組み |
| <input type="checkbox"/> | ⑩その他 |

(4) -2 上記の取組について、記載例を参考に年度ごとにその内容を記載ください。

(例: 保育所の新設2か所 定員増120名(平成18年度)、既存保育所の定員増5か所 定員増50名(平成19年度))
--

(5) 児童福祉法第56条の8に定める市町村保育計画策定の状況について、記入してください。(年月をご記入ください。)

【平成22年度】

- ・ 策定済 → 計画終了年月
- ・ 策定予定あり → 計画終了年月
- ・ 見直し予定 → 見直し後の計画終了年月
- ・ 現計画策定の時期 → 現計画の終了年月
- ・ 策定の予定未定 (未定理由を下記に記入)

【平成23年度】

- ・ 策定済 → 計画終了年月
- ・ 策定目標 → 計画終了年月
- ・ 見直し予定 → 計画終了年月
- ・ 現計画策定の時期 → 現計画の終了年月
- ・ 策定の予定未定 (未定理由を下記に記入)

(6) 今回のプロジェクト実施による、以下の各保育サービスの実施か所数及び拡大量

実施する事業 (実施する事業に○を記載 (⑥、⑦については実施意向のある事業に○を記載))		実施か所数 (か所)	保育サービス拡大量 (人)
<input type="checkbox"/>	① 保育所緊急整備事業		
<input type="checkbox"/>	② 賃借物件による保育所整備事業		
<input type="checkbox"/>	③ 家庭的保育改修等事業		
<input type="checkbox"/>	④ グループ型小規模保育事業(複数の家庭的保育者による保育事業)		
<input type="checkbox"/>	⑤ 認可外保育施設運営支援事業		
<input type="checkbox"/>	⑤' ⑤のうち、事業所内保育施設に関するもの		
<input type="checkbox"/>	※認可外保育施設運営支援事業による補助を受けることで、追加的に実施する認可保育所等整備		
<input type="checkbox"/>	⑥ 幼保一体型認定こども園の定員引き下げ		
<input type="checkbox"/>	⑦ 幼稚園の預かり保育推進のための市区町村の取り組み		

※「グループ型小規模保育」及び「認可外保育施設運営」は23年度予算案等が国会審議中のため、送付案に変更が生じる可能性あり。

※「※認可外保育施設運営支援事業による補助を受けることで、追加的に実施する認可保育所等整備」の欄には、「認可外保育施設運営支援事業」の実施により既存の地方単独事業の実施に要する経費が軽減される場合に、その軽減額分を充てて追加的に実施する他の保育サービスの拡大量について記入してください。

※「幼保一体型認定こども園の定員引き下げ」及び「幼稚園の預かり保育推進のための市区町村の取り組み」について、実施か所数及び保育サービス拡大量(新規利用児童数)は、各市区町村で把握可能な範囲で記入してください。

(7) 待機児童解消に向けた今後の取り組み(今回のプロジェクト実施による保育サービス拡大量は除く)

(8) 就学前児童及び保育所等の状況(別紙2に記入して下さい。)

(9) 都道府県の意見等を記入して下さい。

「国と自治体が一体となって取り組む待機児童解消『先取り』プロジェクト」
「待機児童ゼロ計画」

(8) 就学前児童及び保育所等の状況

就学前児童及び保育所等の状況

	H21. 4. 1	H21. 10. 1	H22. 4. 1	H22. 10. 1	H23. 4. 1	H24. 4. 1	H25. 4. 1
A 就学前児童数 (人)	0	0	0	0	0	0	0
0歳児							
1歳児							
2歳児							
3歳児							
4歳児							
5歳児							
B 保育所数 (か所)	0	0	0	0	0	0	0
公立							
うち当該年度における整備施設数							
うち当該年度における廃止施設数							
うち、分園							
うち当該年度における整備施設数							
うち当該年度における廃止施設数							
私立							
うち当該年度における整備施設数							
うち当該年度における廃止施設数							
うち、分園							
うち当該年度における整備施設数							
うち当該年度における廃止施設数							
C 保育所定員 (人)	0	0	0	0	0	0	0
公立	0	0	0	0	0	0	0
(うち当該年度における施設整備による定員増)							
(うち当該年度における施設廃止等による定員減)							
うち、分園							
(うち当該年度における施設整備による定員増)							
(うち当該年度における施設廃止等による定員減)							
私立	0	0	0	0	0	0	0
(うち当該年度における施設整備による定員増)							
(うち当該年度における施設廃止等による定員減)							
うち、分園							
(うち当該年度における施設整備による定員増)							
(うち当該年度における施設廃止等による定員減)							
3歳未満児	0	0	0	0	0	0	0
公立							
私立							
3歳以上児	0	0	0	0	0	0	0
公立							
私立							

(8) 就学前児童及び保育所等の状況

就学前児童及び保育所等の状況

	H21. 4. 1	H21. 10. 1	H22. 4. 1	H22. 10. 1	H23. 4. 1	H24. 4. 1	H25. 4. 1
D 保育所入所児童数 (人)	0	0	0	0	0	0	0
公立	0	0	0	0	0	0	0
私立	0	0	0	0	0	0	0
0歳児	0	0	0	0	0	0	0
公立							
私立							
1歳児	0	0	0	0	0	0	0
公立							
私立							
2歳児	0	0	0	0	0	0	0
公立							
私立							
3歳児	0	0	0	0	0	0	0
公立							
私立							
4歳児	0	0	0	0	0	0	0
公立							
私立							
5歳児	0	0	0	0	0	0	0
公立							
私立							
Dのうち定員弾力化による入所児童 (人)	0	0	0	0	0	0	0
公立	0	0	0	0	0	0	0
私立	0	0	0	0	0	0	0
3歳未満児	0	0	0	0	0	0	0
公立							
私立							
3歳以上児	0	0	0	0	0	0	0
公立							
私立							
E 地方単独事業のいわゆる保育室 (か所)							
うち、認可保育所の基準を満たしている施設数 (か所)							
F 地方単独事業のいわゆる保育室の定員 (人)	0	0	0	0	0	0	0
3歳未満児							
3歳以上児							
G 地方単独事業のいわゆる保育室利用児童数 (人)	0	0	0	0	0	0	0
3歳未満児							
3歳以上児							
H 家庭的保育者数 (グループ型小規模保育を含む) (人)							
うち、国庫補助事業対象							
I 家庭的保育利用児童数 (グループ型小規模保育を含む) (人)							
うち、国庫補助事業対象							

(8) 就学前児童及び保育所等の状況

就学前児童及び保育所等の状況

	H21. 4. 1	H21. 10. 1	H22. 4. 1	H22. 10. 1	H23. 4. 1	H24. 4. 1	H25. 4. 1
J 待機児童数(人)	0	0	0	0			
0歳児							
1歳児							
2歳児							
3歳児							
4歳児							
5歳児							
待機児童発生率 [J/(D+J) %]	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!			
0歳児	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!			
1歳児	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!			
2歳児	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!			
3歳児	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!			
4歳児	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!			
5歳児	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!			
保育に欠ける率 [(D+J)/A %]	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!			
0歳児	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!			
1歳児	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!			
2歳児	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!			
3歳児	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!			
4歳児	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!			
5歳児	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!			
人口に占める定員率 [C/A %]	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!
3歳未満児	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!
3歳以上児	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!

平日昼間の保育サービスについて (※)

	3歳未満児		3歳以上児		
	①認可保育所	②保育5サービス	①認可保育所	②保育5サービス	③保育6サービス
平成29年度					
サービス利用率 (%)					
ニーズ量 (人)					
目標事業量 (人)					

(注1) 平成22年10月1日までは実績を記入し、平成23年4月1日以降は予定(見込)数を記入すること。
市町村保育計画の見直し等を行っており、予定(見込)数の予測が困難な場合は、その旨記載すること。
また、市町村保育計画等、数値の根拠となる参考資料を添付すること。

(注2) 公立・私立は、設置主体で区分すること。

(注3) 「Dのうち定員弾力化による入所児童数」は、DからCを引いたものではなく、
各保育所において定員を超えて入所させている児童数の合計を記入すること。

※次世代育成支援対策推進法に基づく後期行動計画策定時に算出した数値を記入すること。

(②保育5サービス・・・認可+家庭的保育+事業所内保育+認証・認定+その他、保育6サービス・・・③+幼稚園の預かり保育)

(様式 2)

「国と自治体が一体となって取り組む待機児童解消『先取り』プロジェクト」
「待機児童ゼロ計画」総括表

都道府県名 _____
 課・係名 _____
 担当者名 _____
 電話番号 _____

○ 「先取り」プロジェクト実施事業

- ※ 市区町村名、待機児童数(様式1(1))を記入の上、「平成29年度における昼間の保育サービスについて」の列の上段にサービス利用率(%)、下段に目標事業量(人)を、実施予定事業名の列の上段に実施か所数(様式1(6))を、下段に各保育サービスの拡大量(様式1(6))を、それぞれ記入すること。(実施予定事業は実施方針4(1)に定める事業)
- ※ 「認可外保育施設運営」については、当事業を実施することにより、既存の施策として実施していた経費が削減される施設について、当該経費を他の待機児童解消施策に充てる場合、施設数に○をすること。(参考資料の参考5(5)「留意事項」関係)
 (「グループ型小規模保育」及び「認可外保育施設運営」は23年度予算案等が国会審議中のため、送付案に変更が生じる可能性あり。)
- ※ 「幼保連携型認定こども園定員引き下げ」と「幼稚園の預かり保育推進のための市区町村の取り組み」は実施意向がある場合は、上段に○を記入すること
- ※ 次世代育成支援対策推進法に基づく後期行動計画策定時に算出した数値を記載すること。

(保育5サービス・・・認可+家庭的保育+事業所内保育+認証・認定+その他、保育6サービス・・・保育5サービス+幼稚園の預かり保育)

記載例 →

市区町村名	待機児童数 (22.10.1現在)	平成29年度における昼間の保育サービスについて					保育所緊急 整備	賃貸物件に よる保育所 整備	家庭的保育 改修等	グループ型 小規模保育	認可外保育 施設運営	幼保連携型 認定こども 園定員引き 下げ	幼稚園の預 かり保育推 進のための 市区町村の 取り組み
		認可保育所 (3歳未満 児)	保育5サー ビス(3歳 未満児)	認可保育所 (3歳以上 児)	保育5サー ビス(3歳 以上児)	保育6サー ビス(3歳 以上児)							
内閣市	30					3			2	④			
						180			18	80			
合計													

記載例 →

※ 市区町村が多い場合は、適宜、行を増やして記載願います

参 考 資 料

- 平成23年度予算案等が国会審議中であることから、内容（参考4～6）については、今後変更がありうるものです

参考1 保育所緊急整備事業

参考2 賃貸物件による保育所整備事業

参考3 家庭的保育改修等事業

参考4 グループ型小規模保育事業（案）

参考5 認可外保育施設運営支援事業（案）

参考6 幼保連携型認定こども園の定員引き下げ（案）

○ ゼロ計画の作成から事業実施までの流れ（安心こども基金分）

○ 「国と自治体が一体的に取り組む待機児童解消『先取り』プロジェクト」
具体的施策内訳

保育所緊急整備事業

1 事業の目的

待機児童解消のための保育所の創設や老朽改築による保育環境整備などの保育所の施設整備に要する費用の一部を補助することにより、子どもを安心して育てることが出来るような体制整備を行うことを目的とする。

2 事業の内容

(1) 事業内容

保育所（認定こども園を構成する保育所を含む。）の新設、修理、改造、整備を実施する。この際に、市町村負担の軽減や、保育所の設置促進を図るため、待機児童が多く財政力が乏しい市町村や都市部について、追加的財政措置を講じる。

また、地域の余裕スペースを活用した保育所の分園等の設置促進を図る。

ただし、下記 3（2）の対象事業については、平成 22 年 1 月 28 日以降に事業を開始するものに限る。

さらに、下記 3（3）の対象事業については、平成 23 年 4 月 1 日以降に事業を開始するものに限る。

(2) 整備対象施設

児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 35 条第 4 項に規定する保育所

(3) 事業の実施主体

市町村

(4) 整備対象施設の設置主体（事業者）

社会福祉法人、学校法人（幼保連携型認定こども園を構成する幼稚園及び保育所の設置者が同一の学校法人である場合において当該保育所の施設整備を行う場合に限る。）、日本赤十字社又は公益社団法人、公益財団法人、特例社団法人若しくは特例財団法人

(5) 事業の実施期限

平成 24 年 3 月 31 日とする。ただし、平成 23 年度中に施設整備に着手し、平成 24 年度に完了が見込まれる場合には、施設整備が完了する月の末日又は平成 25 年 3 月 31 日のいずれか早い日とする。

3 補助基準額・補助率等

(1) 地方交付税交付団体、かつ、平成21年2月1日又は平成22年10月1日現在の待機児童数が原則10人以上、かつ、平成23年度末までに以下の表の保育所定員（家庭的保育事業を含む）について純増する整備を実施する市町村が創設、増築、増改築による整備を行う場合（公立保育所の民営化等による定員の増減を含む。）。

(注)「地方交付税交付団体」とは、平成20年度から平成23年度までの間に「地方交付税交付団体」となった年度以降の市町村をいう。

就学前の児童人口	必要な純増数
5,999人以下の市町村	60人以上
6,000人以上11,999人以下の市町村	180人以上
12,000人以上17,999人以下の市町村	300人以上
18,000人以上25,999人以下の市町村	420人以上
26,000人以上の市町村	660人以上

① 補助基準額

ア 定員規模による定額（「標準」単価）

ただし、都市部（「都市部」とは、平成22年4月1日現在の人口密度が、1,000人/k㎡以上の市町村をいう。以下同じ。）については、割増単価（「都市部」単価）を適用

イ 創設時に放課後児童クラブを併設する場合、定額を加算

ウ 設計料加算として、総事業費の5%を別途加算

エ 保育所開設準備費加算

定員増を伴う整備（創設を含む）を行う場合に、整備事業開始年度の保育所運営費負担金（「児童福祉法による保育所運営費国庫負担金について」（昭和51年4月16日厚生省発児第59号の2）。以下同じ。）における3歳児の保育単価月額額の1/2の金額を定員数の増分加算

オ 特殊附帯工事を行う場合は、特殊附帯工事費の基準額を適用

カ 増改築の場合には、解体撤去工事費及び仮設施設整備工事費が対象

キ 対象保育所が豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第73号）第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯に所在する場合は、（別表）補助基準額表中A地域基準額を適用し、その定める方法により算出された基準額に対して、0.08を乗じて得られた基準額を加算

② 補助率

国2/3、市町村1/12、事業者1/4

(注) 財政上の特別措置

次の表の①に掲げる場合は、上記に関わらず②の補助率を適用する。

① 区分	②補助率		
	国	市町村	事業者
沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）第4条第1項に規定する沖縄振興計画に基づく事業として行う場合	3/4	1/8	1/8

③ 補助対象事業（整備区分）

創設、増築、増改築

（注：増改築のうち、改築部分については老朽民間児童福祉施設整備の対象とする。）

（2）地方交付税交付団体、かつ、平成22年2月1日又は平成22年10月1日現在の待機児童数が原則10人以上、かつ、平成23年度末までに以下の表の保育所定員（家庭的保育事業を含む）について純増する整備を実施する市町村が地域の余裕スペース（学校、公営住宅、公民館、公有地等）を活用して、定員30名までの小規模な保育所を整備する事業を行う場合（公立保育所の民営化等による定員の増減を含む。）。

（注）「地方交付税交付団体」とは、都道府県が市町村に対して助成の決定を行う年度において「地方交付税交付団体」である市町村をいう。

就学前の児童人口	必要な純増数
5,999人以下の市町村	60人以上
6,000人以上11,999人以下の市町村	180人以上
12,000人以上17,999人以下の市町村	300人以上
18,000人以上25,999人以下の市町村	420人以上
26,000人以上の市町村	660人以上

① 補助基準額

ア 定員規模による定額（「標準」単価）

ただし、都市部（「都市部」とは、平成22年4月1日現在の人口密度が、1,000人/k㎡以上の市町村をいう。以下同じ。）については、割増単価（「都市部」単価）を適用

イ 地域の余裕スペース活用促進加算として3,000千円を本体工事の補助基準額に加算

その際、都市部については、地域の余裕スペース活用促進加算を3,300千円とする。

ウ 創設時に放課後児童クラブを併設する場合、定額を加算

エ 設計料加算として、総事業費の5%を別途加算

オ 保育所開設準備費加算

定員増を伴う整備（創設を含む）を行う場合に、整備事業開始年度の保育所運営費負担金（「児童福祉法による保育所運営費国庫負担金について」（昭和51年4月16日厚生省発児第59号の2）。以下同じ。）における3歳児の保育単価月額額の1/2の金額を定員数の増分加算

カ 特殊附帯工事を行う場合は、特殊附帯工事費の基準額を適用

キ 増改築の場合には、解体撤去工事費及び仮設施設整備工事費が対象

ク 対象保育所が豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第73号）第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯に所在する場合は、（別表）補助基準額表中A地域基準額を適用し、その定める方法により算出された基準額に対して、0.08を乗じて得られた基準額を加算

② 補助率

国 2 / 3、市町村 1 / 12、事業者 1 / 4

(注) 財政上の特別措置

次の表の①に掲げる場合は、上記に関わらず②の補助率を適用する。

① 区 分	②補助率		
	国	市町村	事業者
沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）第4条第1項に規定する沖縄振興計画に基づく事業として行う場合	3/4	1/8	1/8

③ 補助対象事業（整備区分）

創設、増築、増改築

(注：増改築のうち、改築部分については老朽民間児童福祉施設整備の対象とする。)

(3) 「国と自治体が一体的に取り組む待機児童解消「先取り」プロジェクト」に参加する市町村、かつ、財政力指数 1.0 未満の団体（助成の決定を行う年度（以下「助成決定年度」という）の前年度の財政力指数が 1.0 未満の団体で、助成決定年度の財政力指数が 1.0 以上である団体も含む。）、かつ、平成 22 年 10 月 1 日現在の待機児童数が原則 10 人以上である市町村が、創設、増築、増改築による整備を行う場合、または、地域の余裕スペース（学校、公営住宅、公民館、公有地等）を活用して、定員 30 名までの小規模な保育所を整備する事業を行う場合。

(注) 「財政力指数」は、都道府県が市町村に対して助成の決定を行う年度の財政力指数とする。

① 補助基準額

ア 定員規模による定額（「標準」単価）

ただし、都市部（「都市部」とは、平成 23 年 4 月 1 日現在の人口密度が、1,000 人 / km²以上の市町村をいう。以下同じ。）については、割増単価（「都市部」単価）を適用

イ 地域の余裕スペースを活用する場合は、地域の余裕スペース活用促進加算として 3,000 千円を本体工事の補助基準額に加算

その際、都市部については、地域の余裕スペース活用促進加算を 3,300 千円とする。

ウ 創設時に放課後児童クラブを併設する場合、定額を加算

エ 設計料加算として、総事業費の 5% を別途加算

オ 保育所開設準備費加算

定員増を伴う整備（創設を含む）を行う場合に、整備事業開始年度の保育所運営費負担金（「児童福祉法による保育所運営費国庫負担金について」（昭和 51 年 4 月 16 日厚生省発児第 59 号の 2）。以下同じ。）における 3 歳児の保育単価月額額の 1 / 2 の金額を定員数の増分加算

カ 土地借料補助加算として、総事業費とは別に 1 施設あたり 3,000 千円を別途加算

- キ 特殊附帯工事を行う場合は、特殊附帯工事費の基準額を適用
- ク 増改築の場合には、解体撤去工事費及び仮施設整備工事費が対象
- ケ 対象保育所が豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第73号）第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯に所在する場合は、（別表）補助基準額表中A地域基準額を適用し、その定める方法により算出された基準額に対して、0.08を乗じて得られた基準額を加算

② 補助率

国2/3、市町村1/12、事業者1/4

（注）財政上の特別措置

次の表の①に掲げる場合は、上記に関わらず②の補助率を適用する。

① 区 分	②補助率		
	国	市町村	事業者
沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）第4条第1項に規定する沖縄振興計画に基づく事業として行う場合	3/4	1/8	1/8

③ 補助対象事業（整備区分）

創設、増築、増改築

（注：増改築のうち、改築部分については老朽民間児童福祉施設整備の対象とする。）

（4）（1）～（3）以外の場合

① 補助基準額

ア 定員規模による定額（「標準」単価）

ただし、都市部については割増単価（「都市部」単価）を適用

イ 創設時に放課後児童クラブを併設する場合、定額を加算

ウ 設計料加算として、総事業費の5%を別途加算

エ 保育所開設準備費加算

定員増を伴う整備（創設を含む）を行う場合に、整備事業開始年度の保育所運営費負担金における3歳児の保育単価月額額の1/2の金額を定員数の増分加算

オ 特殊附帯工事を行う場合は、特殊附帯工事費の基準額を適用

カ 改築、増改築の場合には、解体撤去工事費及び仮施設整備工事費が対象

キ 対象保育所が豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第73号）第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯に所在する場合は、（別表）補助基準額表中A地域基準額を適用し、その定める方法により算出された基準額に対して、0.08を乗じて得られた基準額を加算

② 補助率

国1/2、市町村1/4、事業者1/4

※ ただし、改築、大規模修繕等、老朽民間児童福祉施設整備（（1）の③及び（2）の③に係る増改築の場合を除く。）の整備区分については、（1）及び（2）

に該当する市町村についても（３）の対象とし、補助率を1/2とする。

（注）財政上の特別措置

次の表の①欄に掲げる場合は、上記に関わらず②欄の補助率を適用する。

① 区 分	②補助率		
	国	市町村	事業者
沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）第4条第1項に規定する沖縄振興計画に基づく事業として行う場合	3/4	1/8	1/8
公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和46年法律第70号）第2条第3項に規定する公害防止対策事業として行う場合	5.5/10	1/4	1/5
過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第6条第1項に規定する過疎地域自立促進市町村計画に基づく事業として行う場合			
山村振興法（昭和40年法律第64号）第8条第1項の規定に基づく山村振興計画に基づく事業として行う場合（地方交付税法（昭和25年法律第211号）第14条の規定により算定した市町村の基準財政収入額を同法第11条の規定により算定した当該市町村の基準財政需要額で除して得た数値で補助年度前3か年度内の各年度に係るものを合算したものの3分の1の数値が0.4未満である市町村の区域内にあるものに限る。（創設を除く。）			

③ 補助対象事業（整備区分）

創設、増築、増改築、改築、大規模修繕等、老朽民間児童福祉施設整備

4 対象経費

種 目	対 象 経 費
本体工事費	施設の整備に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。）。 ただし、別の補助金等又はこの種目とは別の種目において別途交付対象とする費用を除き（以下同じ。）、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む（以下同じ。）。
保育所開設準備費加算	保育所の開設準備に必要な費用
土地借料補助加算	新たに土地を賃借して保育所を整備する場合または、既に土地を賃借している場合で新たに保育所を整備する場合に必要な費用
特殊附帯工事	特殊附帯工事費に必要な工事費又は工事請負費

費	
解体撤去工事費及び仮施設整備工事費 (改築・増改築の場合が対象)	解体撤去に必要な工事費又は工事請負費及び仮施設整備に必要な賃借料、工事費又は工事請負費

5 留意事項

(1) 次に掲げる費用については、対象としないものとする。

- ① 土地の買収又は整地に関する費用
- ② 職員の宿舎に要する費用
- ③ その他施設整備費として適当と認められない費用

(2) この事業により施設整備を行う際に、過去に厚生労働省所管一般会計補助金等の交付を受け取得した財産について、取り壊し等の財産処分を行う場合には、平成20年4月17日雇児発第0417001号「厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分について」による財産処分の承認手続き等が必要であるので、厚生労働省又は各地方厚生局若しくは地方厚生支局と事前に相談すること。

(3) 保育所開設準備費加算について

平成20年度補正予算(第1号)における保育所施設整備費補助金又は認定こども園施設整備費補助金により整備した保育所については、保育所開設準備費加算の交付ができるものとする。

① 交付額

整備事業開始年度の保育所運営費負担金における3歳児の保育単価月額金額を定員数の増分加算

② 補助率

国1/2、市町村1/4、事業者1/4

賃貸物件による保育所整備事業

1 事業の目的

保育所を整備するにあたり、都市部を中心に保育所の整備が困難な状況にかんがみ、賃貸物件による保育所の設置に要する費用の一部を補助することにより、子どもを安心して育てることが出来るような体制整備を行うことを目的とする。

また、急増する待機児童に対応するため、国の基準を満たす保育施設の開設に当たっては、この基金により特別な支援を行い、良質な保育体制の充実を図る。

2 事業の内容

(1) 事業内容

賃貸物件により、新たに保育所等を設置する場合に、賃借料（開設前の改修等期間を含む。）及び借上時における改修費等の補助を行う。ただし、借り上げが、平成21年1月27日以降の新規契約のものに限る。

なお、下記3（3）①ウのうち、「認可基準を満たす認可外保育施設の小規模な分園型保育施設」の場合は、借り上げが、平成21年5月29日以降の新規契約のものに限る。

また、下記3（1）の対象事業については、借り上げが、平成22年1月28日以降の新規契約のものに限る。

さらに、下記3（2）の対象事業については、借り上げが、平成23年4月1日以降の新規契約のものに限る。

(2) 借上対象施設

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第35条第4項に規定する保育所（以下「認可保育所」という。）、又は、児童福祉法に基づく児童福祉施設最低基準（昭和23年厚生省令第63号）における保育所の認可基準を満たす施設（以下「認可基準を満たす認可外保育施設」という。）及び認可基準を満たす認可外保育施設の小規模な分園型保育施設。

(3) 事業の実施主体

市町村

(4) 借上対象施設の設置主体（事業者）

市町村以外の者であって、継続的に保育を実施できる者

(5) 事業の実施期限

平成24年3月31日とする。ただし、平成23年度中に改修等に着手し、平成24年度に完了が見込まれる場合には、改修等が完了する月の末日又は平成25年3月31日のいずれか早い日とする。

3 補助基準額・補助率等

- (1) 地方交付税交付団体、かつ、平成22年2月1日又は平成22年10月1日現在の待機児童数が原則10人以上、かつ、平成23年度末までに以下の表の保育所定員（家庭的保育事業を含む）について純増する市町村が地域の余裕スペース（学校、公営住宅、公民館、公有地等）を活用して、賃貸物件により、定員30名までの小規模な保育所を整備する事業を行う場合（公立保育所の民営化等による定員の増減を含む。）。

（注）「地方交付税交付団体」とは、都道府県が市町村に対して助成の決定を行う年度において「地方交付税交付団体」である市町村をいう。

就学前の児童人口	必要な純増数
5,999人以下の市町村	60人以上
6,000人以上11,999人以下の市町村	180人以上
12,000人以上17,999人以下の市町村	300人以上
18,000人以上25,999人以下の市町村	420人以上
26,000人以上の市町村	660人以上

① 補助基準額

ア 賃借料補助

契約家賃 認可保育所（本園・分園※） 1施設当たり 4,000万円

イ 改修費等補助

認可保育所

本園の場合 1施設当たり 2,500万円

分園※の場合 1施設当たり 2,000万円

※20人未充分園を含む。

② 補助率

国2/3、市町村1/12、事業者1/4

- (2) 「国と自治体が一体的に取り組む待機児童解消「先取り」プロジェクト」に参加する市町村、かつ、財政力指数1.0未満の団体（助成の決定を行う年度（以下「助成決定年度」という）の前年度の財政力指数が1.0未満の団体で、助成決定年度の財政力指数が1.0以上である団体も含む。）、かつ、平成22年10月1日現在の待機児童数が原則10人以上である市町村が、地域の余裕スペース（学校、公営住宅、公民館、公有地等）を活用して、賃貸物件により、定員30名までの小規模な保育所を整備する事業を行う場合。

（注）「財政力指数」は、都道府県が市町村に対して助成の決定を行う年度の財政力指数とする。

① 補助基準額

ア 賃借料補助

契約家賃 認可保育所（本園・分園※） 1施設当たり 4,000万円

イ 改修費等補助

認可保育所

本園の場合 1施設当たり 2,500万円

分園※の場合 1施設当たり 2,000万円
 ※20人未充分園を含む。

- ② 補助率
 国2/3、市町村1/12、事業者1/4

(3) (1)、(2) 以外の場合

① 補助基準額

ア 賃借料補助

契約家賃 認可保育所（本園・分園※） 1施設当たり 4,000万円

イ 改修費等補助

認可保育所

本園の場合 1施設当たり 2,500万円

分園※の場合 1施設当たり 1,500万円

※20人未充分園を含む。

ウ 保育所開設準備費

認可基準を満たす認可外保育施設 1施設当たり 3,000万円

認可基準を満たす認可外保育施設の小規模な分園型保育施設

1施設当たり 1,500万円

② 補助率

国1/2、市町村1/4、事業者1/4

4 対象経費

種 目	対 象 経 費
3(1)①ア及び3(2)①ア 賃借料補助	既存建物を借り上げて保育所の本園・分園を設置し、保育を実施する場合に貸し主に対して支払う礼金及び建物賃借料（敷金は除く。）にかかる費用
3(1)①イ及び3(2)①イ 改修費等補助	既存建物を借り上げて保育所の本園・分園を設置し、保育を実施する場合に必要な設備整備及び改修整備等にかかる費用
3(2)①ウ 保育所開設準備費	既存建物を借り上げて保育を実施する場合に必要な貸し主に対して支払う礼金及び建物賃借料（敷金は除く。）、設備整備及び改修整備等にかかる費用

家庭的保育改修等事業

1 事業の目的

保護者や地域の事情に応じた多様なニーズに応える観点から、家庭的保育事業（保育ママ）を推進するため、その実施場所にかかる改修に要する費用及び賃借料の一部を補助し、また、家庭的保育者に対して行う研修や家庭的保育者になる際に必要となる知識を習得するための研修の実施に要する費用の一部を補助することにより、子どもを安心して育てることが出来るような体制整備を行うことを目的とする。

2 事業の内容

(1) 事業内容

① 家庭的保育改修事業

児童を保育する家庭的保育者又は家庭的保育者を雇用する保育所を運営する者及びNPO法人等が、その居宅や賃貸アパート等で家庭的保育事業を実施するため、保育環境を整えるための建物の改修等を実施する。

家庭的保育事業を実施するに当たり、連携保育所として育児・保育に関する技術的な支援等を行う保育所を運営する者が、保育環境を整えるための建物の改修等を実施する。

また、下記3(1)の対象事業については、平成22年1月28日以降に事業を開始するものに限る。

さらに、下記3(2)の対象事業については、平成23年4月1日以降に事業を開始するものに限る。

ア 事業の対象者

(ア)「保育対策等促進事業の実施について」(平成20年6月9日雇児発第0609001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)及び「国と自治体が一体的に取り組む待機児童解消「先取り」プロジェクト」による複数の家庭的保育者による家庭的保育事業(グループ型小規模保育事業)による国庫補助事業を実施している市区町村から委託を受けている家庭的保育者、家庭的保育者を雇用する保育所を運営する者及びNPO法人等

(イ)(ア)の国庫補助事業による委託(地方単独事業からの転換を含む。)を予定されている家庭的保育者、家庭的保育者を雇用する保育所を運営する者及びNPO法人等

(注)①の事業で保育所で行う場合の補助基準額の対象となる保育所の設置主体は、社会福祉法人、学校法人(幼保連携型認定こども園を構成する幼稚園及び保育所の設置者が同一の学校法人である場合において当該保育所の改修を行う場合に限る。)、日本赤十字社又は公益社団法人、公益財団法人、特例社団法人若しくは特例財団法人とする。

イ 改修事業等の事例

- ・家庭的保育専用室を設置するための改修工事
- ・冷暖房器具（クーラー、暖房器具、床暖房等）の設置
- ・幼児用トイレの設置
- ・幼児用シンクの設置
- ・幼児用バス（沐浴槽の設置）
- ・調乳ユニットの設置
- ・玄関スロープ、玄関ベンチの設置
- ・屋外シャワー、日よけネットの設置
- ・庭の整備（人工芝、砂の入れ替え）
- ・畳替え、障子の張り替え、壁紙の張り替え
- ・保育室、調理スペースの間仕切り
- ・センサー付きベッドの設置
- ・業務省力化に係る備品の購入（パソコン、プリンター等）

② 家庭的保育賃借料補助事業

自宅以外の賃貸アパート等の賃貸物件により、新たに家庭的保育事業を実施するための実施場所の賃借料の補助を行う。ただし、借上げが平成21年5月29日以降の新規契約のものに限る。

また、下記3（1）の対象事業については、借上げが、平成22年1月28日以降の新規契約のものに限る。

さらに、下記3（2）の対象事業については、平成23年4月1日以降の新規契約のものに限る。

ア 事業の対象者

（ア）「保育対策等促進事業の実施について」（平成20年6月9日雇児発第0609001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）及び「国と自治体が一体的に取り組む待機児童解消「先取り」プロジェクト」による複数の家庭的保育者による家庭的保育事業（グループ型小規模保育事業）による国庫補助事業を実施している市区町村から委託を受けている家庭的保育者、家庭的保育者を雇用する保育所を経営する者及びNPO法人等

（イ）（ア）の国庫補助事業による委託（地方単独事業からの転換を含む。）を予定されている家庭的保育者、家庭的保育者を雇用する保育所を経営する者及びNPO法人等

イ 事業対象となる賃借物件の要件

（ア）幼児用バス（沐浴槽）が整備されていること

（イ）乳幼児用のトイレが整備されていること

（ウ）保育スペースが1階に設置されていること。なお、1階で実施できない場合は、児童福祉施設最低基準（昭和23年厚生省令第63号）第32条第8号の基準を満たすこと

③ 家庭的保育者研修事業

家庭的保育事業を実施する家庭的保育者等の研修及び家庭的保育事業を実施することを予定している者の研修を実施する。また、家庭的保育者等が研修（都道府県、市町村が必要と認める研修に限る。）に参加するために必要な費用の補助を行う。

ア 研修の対象者

(ア) 「保育対策等促進事業の実施について」（平成20年6月9日雇児発第0609001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）及び「国と自治体が一体的に取り組む待機児童解消「先取り」プロジェクト」による複数の家庭的保育者による家庭的保育事業（グループ型小規模保育事業）による国庫補助事業を実施している家庭的保育者、家庭的保育補助者、家庭的保育支援者

(イ) (ア)の国庫補助事業を実施すること（地方単独事業からの転換を含む）を予定されている家庭的保育者、家庭的保育補助者、家庭的保育支援者

イ 事業者

社会福祉法人、都道府県又は市町村が適当と認めた者

(2) 事業の実施主体

① 家庭的保育改修事業

市町村

② 家庭的保育賃借料補助事業

市町村

③ 家庭的保育者研修事業

都道府県、市町村

(3) 事業の実施期限

平成24年3月31日とする。ただし、2(1)①家庭的保育改修事業については、平成23年度中に改修等に着手し、平成24年度に完了が見込まれる場合には、改修等が完了する月の末日又は平成25年3月31日のいずれか早い日とする。

3 補助基準額・補助率等

(1) 地方交付税交付団体、かつ、平成22年2月1日又は平成22年10月1日現在の待機児童数が原則10人以上、かつ、平成23年度末までに以下の表の保育所定員（家庭的保育事業を含む）について純増する市町村が地域の余裕スペース（学校、公営住宅、公民館、公有地等）を活用して家庭的保育改修事業・家庭的保育賃借料補助事業を行う場合（公立保育所の民営化等による定員の増減を含む。）。

(注) 「地方交付税交付団体」とは、都道府県が市町村に対して助成の決定を行う年度において「地方交付税交付団体」である市町村をいう。

就学前の児童人口	必要な純増数
5,999人以下の市町村	60人以上

6,000人以上11,999人以下の市町村	180人以上
12,000人以上17,999人以下の市町村	300人以上
18,000人以上25,999人以下の市町村	420人以上
26,000人以上の市町村	660人以上

① 補助基準額

ア 家庭的保育改修事業

保育所で行う場合	1か所当たり	20,000千円
保育所以外で行う場合	1か所当たり	2,200千円

イ 家庭的保育賃借料補助事業

家庭的保育者1人当たり月額	55千円
但し、平成23年4月1日以降の新規契約のものについては	
家庭的保育者1人当たり月額	80千円

② 補助率

国2/3、市町村1/3

(2) 「国と自治体が一体的に取り組む待機児童解消「先取り」プロジェクト」に参加する市町村、かつ、財政力指数1.0未満の団体（助成の決定を行う年度（以下「助成決定年度」という）の前年度の財政力指数が1.0未満の団体で、助成決定年度の財政力指数が1.0以上である団体も含む。）、かつ、平成22年10月1日現在の待機児童数が原則10人以上である市町村が、地域の余裕スペース（学校、公営住宅、公民館、公有地等）を活用して家庭的保育改修事業・家庭的保育賃借料補助事業を行う場合。

(注) 「財政力指数」は、都道府県が市町村に対して助成の決定を行う年度の財政力指数とする。

① 補助基準額

ア 家庭的保育改修事業

保育所で行う場合	1か所当たり	20,000千円
保育所以外で行う場合	1か所当たり	2,200千円

イ 家庭的保育賃借料補助事業

家庭的保育者1人当たり月額	80千円
---------------	------

② 補助率

国2/3、市町村1/3

(3) (1)、(2) 以外の家庭的保育改修事業・家庭的保育賃借料補助事業

① 補助基準額

ア 家庭的保育改修事業

保育所で行う場合	1か所当たり	20,000千円
保育所以外で行う場合	1か所当たり	2,000千円

イ 家庭的保育賃借料補助事業

家庭的保育者1人当たり月額 50千円

但し、平成23年4月1日以降の新規契約のものについては
家庭的保育者1人当たり月額 80千円

② 補助率

国1/2、市町村1/2

(3) 家庭的保育者研修事業

① 補助基準額

家庭的保育者1人当たり 133千円

② 補助率

ア 市町村が実施主体となる場合

国1/2、市町村1/2

イ 都道府県が実施主体となる場合

国1/2、都道府県1/2

4 対象経費

(1) 家庭的保育改修事業

家庭的保育事業を実施する場合に必要な設備整備及び改修整備等にかかる費用

(2) 家庭的保育賃借料補助事業

家庭的保育事業を実施する場合に必要な賃借料

(3) 家庭的保育者研修事業

家庭的保育者研修事業を実施する場合に必要な賃金、諸謝金、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費、会議費）、役務費（通信運搬費等）、委託料、使用料、賃借料等及び研修参加のための職員の代替に伴う賃金、研修参加費等

グループ型小規模保育事業（案）

（1）事業の目的

希望するすべての人が安心して子どもを保育所に預け、働くことができるようにするため、保育所から技術的な支援を受けながら、保育士又は研修により市町村長が認めた者（以下「家庭的保育者」という。）が、少人数の乳幼児の保育（以下「家庭的保育」という。）を同一の建物において複数で協力しながら実施（以下「グループ保育」という。）することで、保育サービスの供給を増やし、もって待機児童の解消を図るとともに、地域の実情に応じた多様な保育サービスを提供することを目的とする。

（2）実施主体

実施主体は、平成22年10月1日現在の待機児童数が原則10人以上であり、国と自治体が一体的に取り組む待機児童解消「先取り」プロジェクトに参加する市町村（特別区を含む。以下同じ。）とする。ただし、

- ① 保育所若しくは児童福祉法（昭和22年法律第164号）（以下「法」という。）に基づく児童福祉施設最低基準（昭和23年厚生省令第63号）第32条から第36条までに規定する基準（以下本事業において「最低基準」という。）を満たす認可外保育施設（「実施保育所」という。）を経営する者
- ② 家庭的保育者又はア以外の家庭的保育者を雇用するNPO法人等に委託するものとする。

（3）事業類型

本事業の対象となる事業類型は、次に掲げるものとする。

① 保育所実施型グループ保育

複数の家庭的保育者が同一の建物（賃貸マンション等において保育の実施場所を各々で契約する場合は除く。以下同じ。）において、各々の家庭的保育者を雇用する実施保育所の支援を受けながら、必要に応じ育児・保育に関する技術的な支援等を行う者（以下「家庭的保育支援者」という。）の支援を受け、就学前児童を保育する事業

② 個人実施型グループ保育

複数の家庭的保育者が同一の建物において、各々育児・保育に関する技術的な支援等を行う保育所等（「（6）連携保育所および実施保育所の役割」に定める支援又は業務を行う保育所、幼稚園及び最低基準を満たす認可外保育施設。幼稚園で行う場合は、1日8時間以上の相談・指導や代替保育施設としての機能の確保（代替保育を行うための部屋、保育士の確保）を条件とする。以下「連携保育所」という。）の支援を受けながら、必要に応じ家庭的保育支援者の支援を受け、就学前児童を保育する事業

ただし、連携保育所を確保できない場合であっても、市町村自らが（6）に定める家庭的保育者に対する支援体制を図る場合については、本事業の対象とする。

（4）対象児童

本事業の対象となる児童は、法第24条の規定に基づく保育の実施の対象となる

就学前児童とする。ただし、家庭的保育者又は家庭的保育者を補助する者（以下「補助者」という。）と三親等以内の親族関係にある乳幼児を除く。

(5) 実施要件

- ① 本事業は、家庭的保育者一人につき児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）（以下「規則」という。）第36条の38に定める基準を遵守し、原則として家庭的保育者3人（対象児童9人）までのグループにて実施すること。
ただし、各々の家庭的保育者に補助者を配置する場合等は対象児童15人までとする。
- ② 保育の実施にあたっては、家庭的保育者一人ごとに行うことを基本とし、必要に応じグループ内において家庭的保育者相互が協力すること。
なお、家庭的保育者は、保育を実施する期間を通じて担当する乳幼児を定め、保育を実施すること。
- ③ 実施場所については、地域の公共スペースや賃貸マンション等、次に掲げる要件を満たすものとして、市町村が適当と認めた場所とすること。
 - ア 乳幼児の保育を行う保育時間中の専用の部屋を有すること。
 - イ 乳幼児の保育を行う部屋は、家庭的保育者一人につきその面積が9.9平方メートル以上であつて、採光及び換気の状態が良好であること。ただし、3人を超えて保育する場合には、3人を超える乳幼児1人につき、3.3平方メートル以上を加算した面積以上であること。
 - ウ 衛生的な調理設備を有すること。
 - エ 事業実施場所の敷地内に幼児の遊戯等に適する広さの庭（これに代わるべき付近にある公園等の場所を含む。）を有すること。
- ④ 家庭的保育者の要件は次のとおりとする。
 - ア 「家庭的保育事業の実施について」（平成21年10月30日雇児発1030第2号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）における「家庭的保育事業ガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）「第6 家庭的保育者等について」の「1 家庭的保育者等の要件」に定める家庭的保育者
 - イ 家庭的保育者自身が介護を行うことを必要とする同居親族等がないこと。
- ⑤ 補助者の要件は次のとおりとする。
 - ア ガイドラインに定める基礎研修を修了した者
 - イ 心身ともに健全であること。
 - ウ 乳幼児の保育についての理解及び熱意並びに乳幼児に対する豊かな愛情を有していること。
 - エ 乳幼児の保育に専念できること。
 - オ 乳幼児の保育に関し虐待等の問題がないと認められること。
 - カ グループ内のどの家庭的保育者の補助者であるか担当を明確にすること。
- ⑥ 家庭的保育支援者の要件は次のとおりとする。
 - ア 保育士であり、10年以上の保育所における勤務又は家庭的保育の経験を有する者
 - イ 心身ともに健全であること。
 - ウ 乳幼児の保育についての理解及び熱意並びに乳幼児に対する豊かな愛情を有していること。
 - エ 乳幼児の保育に関し虐待等の問題がないと認められること。
- ⑦ 家庭的保育者一人につき、保育する乳幼児の数は3人以下であること。担当の

補助者とともに2人以上で保育する場合には5人以下とすること。(家庭的保育者自身に、養育する三親等以内の親族関係にある就学前児童がいる場合は、当該児童も含めて3人以下、補助者とともに保育する場合は5人以下とすること(当該児童が保育所等において保育されている場合を除く。))

- ⑧ 補助者は、担当の家庭的保育者の指示を受けて保育に従事することとし、3人を超える乳幼児を保育する時間帯は常時配置されていること。
- ⑨ 個人実施型グループ保育の家庭的保育者は、市町村と委託契約等を締結した連携保育所又は市町村から育児・保育に関する技術的な支援を受けること。
- ⑩ 家庭的保育支援者については、専任の者を、原則として連携保育所に配置すること。
- ⑪ 家庭的保育支援者の配置については、家庭的保育者3人から15人に対し1人の配置を標準とすること。
- ⑫ 賠償責任保険に加入すること。
- ⑬ 保育内容は、保育所保育指針(平成20年厚生労働省告示第141号)に準拠するとともに、保育所保育と異なる家庭的保育独自の保育内容に留意して保育を行うこと。
- ⑭ 家庭的保育者は、乳幼児の発達過程に応じた「保育の計画」及び「一日の保育内容」を作成し保育を行わなければならない。
- ⑮ 家庭的保育者は、乳幼児の保育の状況に関する記録を整備しておかなければならない。また、記録に基づき、自ら実践を振り返り、さらなる保育内容の向上に努めること。

(6) 連携保育所及び実施保育所の役割

連携保育所及び実施保育所は、次の支援又は業務を行うものとする。

- ① 乳幼児の育児・保育に関する相談・指導について知識及び経験を有するとともに、児童福祉施策について知識を有している保育士等(以下「担当者」という。)を配置し、緊急時においても相談・連絡を受ける体制を整備するなど家庭的保育者を支援する体制を整備すること。

また、担当者は各種研修等に積極的に参加し、相談・指導技術の向上に努めること。

なお、家庭的保育支援者を配置する場合においては、担当者を配置しないこともできるが、その場合であっても家庭的保育者及び家庭的保育支援者への支援ができる体制を整備すること。

- ② グループ保育の申込みを代行する場合には、市町村により保育に欠ける認定を受けた乳幼児の保護者に対して、家庭的保育者の斡旋又は紹介を行うこと。
- ③ 乳幼児の保育上支障のない範囲で、家庭的保育者に代わり、延長保育を実施できるものとする。その場合は、必要に応じて担当者が連携保育所又は実施保育所まで送迎を行うこと。

なお、家庭的保育支援者を配置している場合は、家庭的保育支援者が送迎を行うこともできること。

- ④ グループ保育の実施場所を訪問等することにより、保育の状況把握に努めるとともに、家庭的保育者の相談に応じ、必要な指導・援助を行うこと。
- ⑤ 家庭的保育者が保育する乳幼児を定期的に連携保育所又は実施保育所に招いたり、乳幼児の健康診断を連携保育所又は実施保育所の入所児童と共に行うなどの連携を図るとともに、家庭的保育者に対し、連携保育所又は実施保育所や地域の

行事に関する情報を提供し、当該行事に参加するよう勧めること。

- ⑥ 家庭的保育者が休暇等を取得することにより、家庭的保育を行うことができない場合は、当該家庭的保育者に代わって乳幼児の保育を行うこと。
- ⑦ 家庭的保育者及び補助者への支援に当たっては、家庭的保育支援者と十分に連携するとともに、必要に応じ、家庭的保育支援者への支援も行うこと。

(7) 家庭的保育支援者の役割

家庭的保育支援者は、主に(6)の③、④及び⑥の支援を行うものとし、その際は円滑な事業実施が図れるよう連携保育所又は実施保育所と十分に連携すること。

なお、家庭的保育支援者は、各種研修等に積極的に参加し、相談・指導を行うために必要な知識の向上、技術の習得に努めること。

(8) 留意事項

- ① 本事業に従事する者(家庭的保育者、補助者、家庭的保育支援者、担当者等)は、業務を行うに当たって知り得た個人情報について、業務遂行以外に用いてはならないこと。
- ② 家庭的保育者、家庭的保育支援者、連携保育所及び実施保育所が保護者との間で金銭の接受があった場合は、関係法令を遵守するとともに、必要な帳簿を整備すること。
- ③ グループ保育の状況を把握するため、家庭的保育支援者等を少なくとも3か月に1回以上、さらに、家庭的保育者の状況に応じて、必要な都度、訪問させること。
- ④ 個人実施型グループ保育にあつては、各々の家庭的保育者と連携保育所が一体的に事業を実施するものであるから、単に家庭的保育者の居宅において少人数の乳幼児を保育するのみの事業は対象とならないこと。
- ⑤ 母子家庭の母が家庭的保育者の要件を満たす場合は、その積極的な活用に努めること。
- ⑥ 利用者からの苦情等に関する相談窓口を設置するとともに、その連絡先について周知すること。
- ⑦ 事故防止のための対応策を事前に定めるとともに、グループ保育の状況に懸念される点があった場合には、状況報告の徴収や実地指導を行うなど重点的な支援を行うこと。

(9) 事業の実施手続

この実施要綱の要件に適合する保育所等である旨の必要な書類を整備しておくこと。

(10) 費用

- ① 国は次の事業に対して、別に定めるところにより補助するものとする。
 - ア 市町村が実施する事業に対して都道府県が補助する事業
 - イ 指定都市及び中核市が実施する事業
- ② (1)の事業を実施するために必要な経費の一部を保護者負担とすることができる。

認可外保育施設運営支援事業（案）

（1）事業の目的

子ども・子育て新システムにおける制度を見据え、児童福祉施設最低基準（昭和23年厚生省令第63号。以下本事業において「最低基準」という。）の規定による保育所に係る基準を満たす質の確保された認可外保育施設（以下「施設」という。）に対し運営に要する費用の一部を補助することにより、子どもを安心して育てることができるような体制整備を行うことを目的とする。

（2）実施主体

実施主体は、平成22年10月1日現在の待機児童数が原則10人以上であり、国と自治体が一体的に取り組む待機児童解消「先取り」プロジェクトに参加する市町村（特別区を含む。以下同じ。）とする。

（3）対象児童

本事業の対象となる児童は、市町村が定める基準に基づく保育に欠ける児童であって、（4）の①、②、③すべての要件を満たした施設に入所しているものとする。

（4）実施要件

- ① 施設の利用定員が、20人以上であること。
- ② 施設の設備は、最低基準第32条を満たすこと。
- ③ 職員の配置は、最低基準第33条を満たすこと。

ただし、保育士資格を有する者が不足している等特段の理由がある市町村においては、同条第2項の保育士数の基準以上の保育従事者を配置しておりその5割以上が保育士資格を有している施設については、国と自治体が一体的に取り組む待機児童解消「先取り」プロジェクトの期間中に当該施設が同条の保育士数の基準を満たすことを条件に、本事業を実施することができる。

（5）留意事項

（4）③において、最低基準第33条第2項の基準を満たしていない施設に本事業を実施し、国と自治体が一体的に取り組む待機児童解消「先取り」プロジェクトの期間中に当該施設が基準を満たさなかった場合は、条件違反として補助額の返還を命ずること。

また、本事業を実施することにより、既存の施策として実施していた経費が削減される都道府県及び市町村においては、当該経費を他の待機児童解消施策に充てるよう努めること。

（6）費用

国は次の事業に対して、別に定めるところにより補助するものとする。

- ① 市町村が実施する事業に対して都道府県が補助する事業
- ② 指定都市及び中核市が実施する事業

参考 6

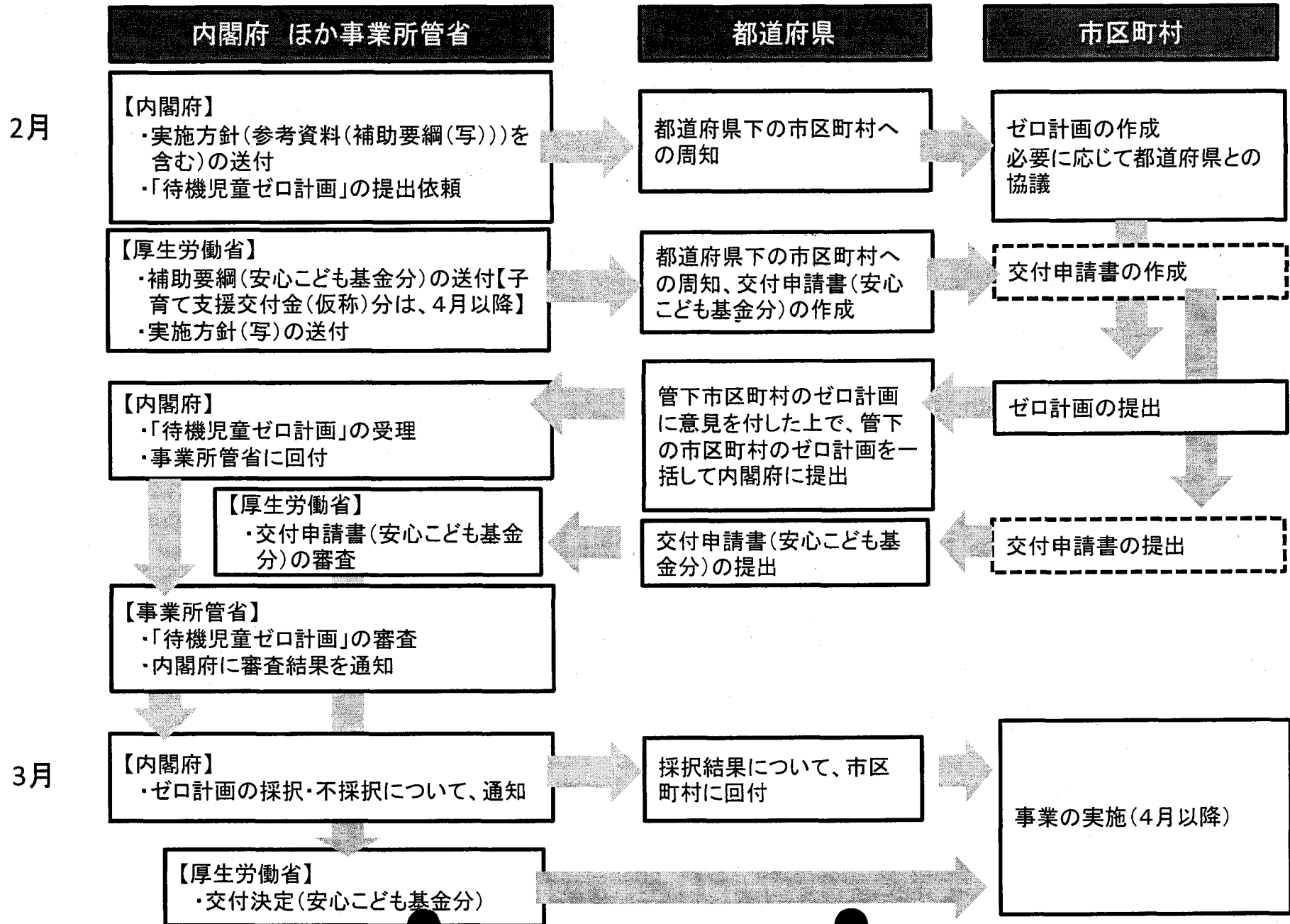
幼保連携型認定こども園の定員引き下げ（案）

「保育所の設置認可等について」（平成12年3月30日児発第295号厚生省児童家庭局長通知）の一部改正新旧対照表（案）

改正後	現 行
<p>(略)</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>第1 保育所設置認可の指針</p> <p>1 地域の状況の把握 (略)</p> <p>2 認可申請に係る審査等</p> <p>保育所設置認可申請については、1で把握した地域の状況を踏まえつつ、個別の申請の内容について、以下の点を踏まえ審査等を行うこと。</p> <p>(1) 定員</p> <p>保育所の定員は、「小規模保育所の設置認可等について」（平成12年3月30日児発第296号）及び「夜間保育所の設置認可等について」（平成12年3月30日児発第298号）に定める場合のほか、60人以上とすること。</p> <p>ただし、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第3条第2項の認定を受ける場合であって、当該認定を受ける同項に規定する幼保連携施設を構成する幼稚園及び保育所の定員の合計数が60人以上となるときは、当該保育所の定員について、10人以上であれば60人を下回っても差し支えないこと。<u>（なお、「小規模保育所の設置認可等について」の第1の1の（2）のいずれかの要件に該当する定員20人未満の保育所にあつては、幼保連携施設を構成する幼稚園及び保育所の定員の合計数が20人以上となるときは、当該保育所の定員について、10人以上であれば差し支えないこと。）</u></p> <p>(以下、略)</p>	<p>保育所の設置認可等については、「保育所の設置認可等について」（昭和38年3月19日児発第271号。以下「児発第271号通知」という。）により行ってきたところであるが、待機児童の解消等の課題に対して地域の実情に応じた取組みを容易にする観点も踏まえ、今般、保育所の設置認可の指針を左記のとおり改めたので、貴職において保育所の設置認可を行う際に適切に配慮願いたい。</p> <p>また、保育所の設置認可に係る申請があった際に、その内容が児童福祉施設最低基準（昭和23年厚生省令第63号）その他の関係法令に適合するものでなければ認可してはならないことは当然であり、この点については従来の取扱いと変更がないものであるため、念のため申し添える。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>第1 保育所設置認可の指針</p> <p>1 地域の状況の把握 (略)</p> <p>2 認可申請に係る審査等</p> <p>保育所設置認可申請については、1で把握した地域の状況を踏まえつつ、個別の申請の内容について、以下の点を踏まえ審査等を行うこと。</p> <p>(1) 定員</p> <p>保育所の定員は、「小規模保育所の設置認可等について」（平成12年3月30日児発第296号）及び「夜間保育所の設置認可等について」（平成12年3月30日児発第298号）に定める場合のほか、60人以上とすること。</p> <p>ただし、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第3条第2項の認定を受ける場合であって、当該認定を受ける同項に規定する幼保連携施設を構成する幼稚園及び保育所の定員の合計数が60人以上となるときは、当該保育所の定員について、10人以上であれば60人を下回っても差し支えないこと。</p> <p>(以下、略)</p>

ゼロ計画の作成から事業実施までの流れ(安心こども基金分)

参考



具体的施策

〔所要見込額：総額200億円程度(安心こども基金、平成23年度予算案)〕

①既存の制度に縛られない 「多様で柔軟な保育サービス」の確保

〔家庭的保育の拡充〕

待機児童の8割以上を占める3歳未満児を主に対象とする家庭的保育の量的拡充を図る。

- ・複数の家庭的保育者による家庭的保育事業の実施
(厚生労働省 23'予算案 交付金500億円の内数)
- ・家庭的保育を実施する場合の賃借料・改修費等の補助率の引き上げ等
(安心こども基金)

〔認定こども園の普及促進等〕

幼保一体化の検討も見据え、幼保連携型の認定こども園の量的拡充や幼稚園での預かり保育の拡充を図る。

- ・幼保連携型認定こども園の定員引き下げ
(文部科学省 23'予算案 私学助成:34億円)
- ・幼稚園での預かり保育の拡充

新 〔最低基準を満たす認可外保育施設への公費助成〕

新システムでの客観的な基準に基づく指定制の導入を見据え、最低基準を満たす質の確保された認可外保育施設を前倒しで公費助成の対象とする。

(厚生労働省 23'予算案 交付金500億円の内数)

など

②「場所」の確保

〔保育所分園整備や家庭的保育実施の建物の確保〕

公共施設(庁舎、学校等)などの既存の建物の余裕スペースを活用し、速効性をもって保育所や家庭的保育等の量的拡充を図る。

- ・賃貸物件の活用(待機児童の多い自治体への整備費の補助要件緩和)
(安心こども基金)
- ・既存のビルの空きスペース等の活用
(認可保育所の屋外階段設置基準の緩和)
- ・家庭的保育を実施する場合の賃借料・改修費等の補助率の引き上げ等(再掲)
(安心こども基金)

〔保育所整備等のための土地の確保〕

都市部における土地確保を後押しするため、公有地や私有地の活用を促進する。

- 新 土地借料の補助の創設 ※賃貸物件は除く
(安心こども基金)

- ・公園用地の活用

など

③「人材」の確保

〔短時間勤務保育士を活用したローテーション〕

短時間勤務保育士の活用は既に認められていることを地方自治体に周知を図る。

〔保育を担う潜在的な人材の掘り起こし・再教育〕 (厚生労働省23'予算案 委託費0.2億円)

- ・研修プログラムの開発、研修会等の実施

〔保育労務環境改善に向けた取組〕

業務改善マニュアルにより現場のムリ・ムダ・ムラの改善を促進。よりよい労務環境整備により人材確保を側面的に促す。

(経済産業省 23'予算案 19億円の内数)

〔保育サービスにおける事故等を踏まえたノウハウの構築〕

過去の保育サービスにおける事故等を収集・分析し、事故等を未然に予防するためのノウハウを確立。保育従事者の人材育成等に役立てる。

(経済産業省 23'予算案 19億円の内数)

など

結婚・家族形成等に関する調査研究

- ・少子化の背景には晩婚化や未婚化、さらには非婚化があり、結婚しない、できない人が増加。25～29歳女性未婚率59%。
- ・しかし、20代30代の未婚男女の約8割が「将来、結婚したい」という希望を持っている。

- ・「子ども・子育てビジョン」においても「家族形成に関する調査研究、事例収集・分析を通じて政策的対応に向けた対応を行う」と盛り込まれている。
- ・結婚は個人の自由意志と選択が原則であるが、「結婚しにくい状況」は、個人の問題ではなく、もはや社会的な重要課題。

- ・政府として、結婚・家族形成等及びその支援に関する当事者の意識等調査を実施するとともに、多くの自治体やNPO・団体などが結婚支援事業を実施し、かつ若者の地域活力につながる事例も出てきており、事業の規模、内容などの実態調査を実施。

意識等調査

* インターネット

独身者：結婚しない、できない要因
 既婚者：結婚までのプロセス

独身者・既婚者

(調査対象：20～39歳)

合計10,000名

結婚支援事業実態調査

* アンケート郵送・回収、先進事例ヒアリング

自治体、NPO・団体(青年団、商工会議所等)：
 支援内容、事業タイプ、効果、課題等

自治体・NPO・団体

都道府県1750市区町

主要NPO・団体

(注)民間企業事業者は除く

企画・分析委員会

○外部有識者5人

中央大学教授 山田昌弘
 (委員長)

桃山学院大学準教授 村上あかね

弘前大学準教授 羽淵一代

家族・社会学者 開内文乃

明治大学準教授 加藤彰彦

○調査対象及び設問の検討、
 調査結果分析

意識など調査・実態
 調査に意見を反映

○報告書作成に反映

現状から何が正しいか、今後の政策の方向性や可能性について検討することが重要